

第七回国会
衆議院

通商産業委員會議録第三十五号

（七五六）

昭和二十五年四月二十四日（月曜日）

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長代理理事 有田 二郎君

理事神田 博君 理事小金 義昭君

理事永井 要造君 理事村上 勇君

理事有田 喜一君 理事今澄 勇君

阿佐美廣治君 岩川 興助君

江田斗米吉君 江花 靜君

門脇勝太郎君 玉置 信一君

高塩 三郎君 田中伊三次君

田中 彰治君 多武良哲三君

中村 幸八君 福田 篤泰君

福田 一君 前田 正男君

宮原三郎君 加藤 謙造君

中崎 敏君 西村 榮一君

伊藤 憲一君 風早八十二君

田中 堯平君 河野 金昇君

出席政府委員

通商産業政務次官 宮崎 靖君

通商産業事務官 中島 征帆君

（資源庁石炭管理局長）

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

四月二十四日

委員高木吉之助君、田中伊三次君、

關内正一君、國司安正君、青野武一

君、及び田代文久君辭任につき、そ

の補欠として高塩三郎君、江花靜

君、宮原三郎君、玉置信一君、山

口シヅエ君、及び田中堯平君が議長

の指名で委員に選任された。

同日

委員山口シヅエ君が辭任につき、そ

の補欠として中崎敏君が議長の指名

で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

臨時石炭鑑査管理法の廢止に関する

法律案（星島二郎君外九名提出、衆

法第一九号）

○小金委員長代理 それではこれから

通商産業委員會を開会いたします。

前會に引き続き私が委員長職務を行

います。ただいまより臨時石炭鑑査管

理法の廢止に関する法律案を議題とし

て審議を進めます。質疑を繼續いたし

ます。風早八十二君。

○風早委員 前會の質疑において私は

まず生産の面であつたが、質疑をいた

しておつたのでありますが、その中で

特に中小炭鑑の問題について質疑をい

たしておつたのであります。これは目

下實際問題としてたゞに経済的だけで

なく、社会的にも重大な問題でありま

すので、いましばらくこの中小炭鑑の

特に生産の面に關して質疑を續行した

と思ひます。

まず第一に中小炭鑑の休廢止状況、

これは特に統制撤廢後のを、月別にひ

とつ出していただきたいと思ひます。

○政府委員にお尋ねします。

○中島政府委員 月別に数字を申し上

げるのであります。

○風早委員 休廢止がどの程度に行わ

れているかということですが、

○中島政府委員 月別の数字は後ほど

調べて申し上げますが、昨年の四月以

降の概略の趨勢を申し上げますと、四

月から九月までと、それから九月統制

撤廢以後の趨勢を見ますと、大体毎月

全国休廢止炭鑑が数炭鑑ずつございま

して、従つて九月以前と以後とにおき

まして、特別に休廢止の炭鑑の増減と

いう著しい変化はないようございま

す。昨年の四月以降ことしの一月まで

の全国休廢止炭鑑の数が、たしか百十

七炭鑑あると思ひます。そのうちのお

おむね半分は九月以降の分でありまし

て、残りの半分がそれ以前のものであ

ります。こういうふうな分布状況であ

ります。

○風早委員 ちよつとお尋ねします

が、その十月以降というのはいつまで

のあれですか。これは月別でないと、

ほんとにはちよつと私も何にもなら

ないのですが、まあ大体のところ今お

わかりでしたら大体いつごろまで……

○中島政府委員 それでは全国休廢止

の、昨年の四月からことし一月までの数

字を申し上げます。昨年の四月が十

二、五月が八、六月が八、七月が十

六、八月が四、これが統制撤廢前まで

の四月以降八月までの五箇月間の全国

休廢止炭鑑の数でありまして合計四十

八であります。九月が十六、十月が

五、十一月が七、十二月が九、本年の

一月が二、この五箇月間の合計が三十

九、そのほかに月別不明のものとい

うのが三十ございまして、これがいつ廢

止したか、はつきりしないのでありま

すが、それを加へまして、全部で百十

七でございまして。

○風早委員 提案者にお尋ねいたしま

すが、今政府の出された数字によりま

すと、統制撤廢後、中小炭鑑の直接休

廢止と言われているようなものは、存

外少いように見受けられるわけですが、

これは一体どういふわけであるか。統

制撤廢後の問題であります。これに

ついては提案者はどういふお考えで

か。

○神田委員 ただいま政府委員から

も、配炭公團廢止前と比べて、廢止後

の中小炭山の休廢止の数があまり多く

ないようであるといふこととございま

したが、確かにこの表から見ますと、

そういうことになつておりますが、た

だこの表の中にも月別不明のものとい

うのが相当ございまして、これが配炭

公團廢止後の方に入れば数が多い。あ

るいはこれが半分ずつ入るのか全部

入るのかといふようなことによつて違

うと思ひますが、ただ私この際お答え

申し上げますのは、この臨時石炭鑑査

管理法が廢止になると、中小炭鑑が困

るのじやないかといふような前提で、

お尋ねをされているのではないかと

いふような感じを持つのであります。そ

こでお答え申し上げますのであります

が、本法提案の際には、臨時石炭鑑査管

理法といふものは、中小炭鑑には適用

しないのだといふことは実は相なつて

おりまして、管理炭鑑あるいは指定炭

鑑には、大体相当な出炭量を持つてい

るのだ、こういうふうな建前になつてい

るわけでありまして、提案者の考えも、

そういうことをしほ、述べられてい

るやうに、私も記憶しているものであ

ります。そこでそれを前提として考え

ますと、この法案と中小炭鑑と、非常

に關係があるがごとく考えられること

は、ちよつと考え過ぎておられるのじ

やないかといふやうな気がするのであ

ります。この同管法が存置してあると

あるいは廢止されるとにかかわらず、

中小炭鑑の育成強化、あるいは経営の

合理化等につきましては、これは別途

の問題として、ことに現下のような需

給状態あるいは金融状態におきまして

は、特に意を用いて育成して行かなけ

ればならないといふことについては、

私も政府も同一な考えであり、ま

た問われておる風早委員も、一昨日来

このことを述べられておるやうなわけ

であります。同感の点であります

が、ただどういふやうにやつて行くか

といふことになりまして、いろいろこ

れは予算の關係、あるいはまたその他

の關係によつて、できるものとできな

いものといふやうなことに、なちやうか

と思ひますが、しかし中小炭鑑の育成

をして行くといふことについては、こ

れは大きな努力を今後ますます傾けな

ければならない、かように考えておる

次第であります。

○風早委員 どうも少し私の質問に、

神田委員はひつかつたやうな感じが

するのですが、私は統制撤廢によつ

て、明らかに中小炭鑑は、非常な打撃

を受けるという事は、先般申し上げていたことでありまして、その論旨にはちよつともかわりはないわけでありまして。ただその場合に、われ／＼がふに落ちないのは、なぜ統制撤廃直後——今年の一月ぐらしか今数字はないかと思ひますが、その間にはさまで休廃止の数字がふえないのみか、そして減つておるような状態でありまして。この原因をやはりはつきりさせておかないと、いたずらな中小炭鉱に対する寒蟬論が生まれるわけです。これはわれ／＼の見たところによりますれば、特に十一月からは——北海道あたりは十月からですが、十一月ごろから冬期の暖房用炭というものの需要期に入つておるといふようなことが一つあると思ひます。月数十万吨というものは新しい需要がふえるわけです。これは例年のことではあります。とにかこの季節的な問題は、非常に大きいと思ひます。また常磐の場合におきましては、特に北海道の吹雪でもつて石炭を出すことができない。そういうふうなことから、特に需要が増す。このため中小炭鉱の危機というものが、一時延ばされたという関係があるということ。でありますから外見的に見ると、確かに今政府委員が言われたような数字の傾向を現わしておるといふことは言えると思ひます。しかしながら、その暖房用とかあるいは浴場用とか、また繊維工場、薬品工場、主として中小炭鉱の掘る石炭は、そういう方面に向けられるものが多いのであります。こういう方面に向けられる中小炭鉱の低カロー炭、こういうものは冬期が過ぎると、急に需要が減ることは、これまで例年のことでありまして、別に不思議

はないのですが、その点を特にこの際注目しておく必要があると思ひます。でありますから、この時期が過ぎまして、現在においては——これは三月ごろからありますが、すでに新しい中小炭鉱の危機というもののきざしが現われて来はしないか。これは二月末の常磐だけの数字しか私は知らないのですが、いろいろ／＼その他の数字は政府の方からも教えていたいただきたいのですが、大体残存炭鉱二十八箇中、経営困難なものが二十一、きわめて困難だと言われるものが五で起きている。炭山の予定が二つあるといふふうな報告が、すでに常磐側からも出されておるような状態でありまして。その一つの現われとして、たとえば高萩であるとか、戸部などがダンピングを始めておるといふような事実もあるわけでありまして。また従来長くとも百二十日拂いの手形で支拂われていた石炭代金が、今では百八十日拂いの手形が出ておる。こういうようなことも事実として現われておるのであります。これは見がせないことであると思ひます。でありますから、ただいま提案者の御説明によつて、大体統制撤廃というものは、特別に何も中小炭鉱に被害を與えるといふふうには考へることは、思ひ過ぎたといふふうなお考えでは、これは中小炭鉱に対するほんとうの対策は、そこから生れて来ないじやないかと、われ／＼は非常に危機を感じるわけですから。中小炭鉱の中にもいろいろありまして、ピンからキリまであるのですから、一口には言えないと思ひます。いろいろ／＼な傍系の事業をやつてお

りまして、高萩炭鉱なんかでも、菊地氏なんかは静岡でまぐろ網をやつておるとか、あるいはウイスキー工場を市川でやつておるとか、ゴム工場を大阪でやつておるとか、そのほかキヤパレーなんか手を出しておるとか、いろいろなことをやつて、何とか糊塗しておるといふような状態で、実際に石炭の生産という面から言いますと、これはもうすでに破綻しておるようなわけでありまして。そういう点を見て行く必要があるのであります。実は休廃止の中にも、そういうふうなものも含まれておるわけですから。でありますから、休廃止の数字そのものが実は問題ではなくして、やはりもう少し根本的に掘り下げて、この中小炭鉱が実際にどういふ状況に陥れられておるかといふことを、よく検討される必要があるのじやないかと考へるわけでありまして。これに對して、私は特に今生産の面だけから問題を出しておるのであります。まだまだ中小炭鉱の問題は、いくらも他の側面から見なければなりません。この面に限つて見ましても、その打開策として、今中小炭鉱側では、またその従業員側でも、雇遊休炭鉱の開放という要求が出ております。こういうふうな点につきまして、提案者の御所見を承つておきたいわけでありまして。これは御承知のように、最後非常に生産サボタージュが行われた。私もこれはこれは明らかに炭鉱資本家側の責任に歸してありますけれども、この点は議論になりませんから、あきらめますが、いづれにしても生産がサボタージュされたといふことは、これは間違いない事実であります。それに対してまた労働組合側から生産管理の要求があり、かつところ／＼においては実際にそれが

行われた。またところによつてそれが成功した。これは全般的に言つて、現在の條件でなく労働組合の生産管理が成功する條件はないわけでありまして。しかしながら事実あるところでは、そういうものも成功したといふくらい、もうそこへ行かなければならないといふことが一つ出て来ているといふのは、結局今日の資本家のやり方では、せつ／＼かいい鉱があつても、特にそういう優良鉱を遊ばしておく、隠しておく、このことの方が利益であるという段階におきましては、当然それをやるわけですから。しかしそれは日本の経済全般、石炭の実際の生産力の発展という立場から言ひますれば、明らかに矛盾なのであります。これを解決するために、直接組合側がみずからの生存権にも関係いたしますから、炭鉱の管理をやるというふうなところまで、実際に来ておつたわけでありまして。今度の場合においてはいろいろ／＼複雑な意味が新しく加つておられますから、それと同一には論ぜられませんが、やはり生産を何とか続けなければならぬという点、これは客観的にはやはり国民経済の全体として、非常にプラスになるわけでありまして、そういう一つの方向が出てくるわけでありまして。そういう意味でわれ／＼は雇遊休炭鉱の開放というこの要求に関しては、非常に關心を持つておるわけでありまして。これに對して提案者はどういふお考えをお持ちであるか、お伺いいたします。

○神田委員 ただいまのお尋ねにお答えする前に、さつきの休廃止炭鉱の問題でございしますが、公団廃止後と廃止前との休廃止の割合が、廃止後の方が少くして廃止前の方が多いいではないかと、いうお尋ねであります。これは私、先ほど少しお答え漏れがあつたのでつけ加えておきたいと思ひます。と申しますのは、御承知のように、低品位のものにつきましては、六月から公団の扱いを廃止しておりました。いわゆる統制を撤廃しておりましたので、六月のいわゆる統制の一部解除の時から計算すると、相当に多い数字になるだらうと思ひます。これはあとで表を差上げることになつておりますから、それで十分御研究願ひたいと思ひます。それからただいまお尋ねのございました中小炭鉱が非常に困つておる。金融に行き詰まつておつて、手形も最近において百二十日ぐらいいもなつておるといふ、実際に困りの例をおとりになりまして、炭鉱自体では経営ができないが、兼業して食つておるといふようなことをお述べになりましたが、よく御調査されておることでありまして、私、別にその点について疑義は持つておりませんが、これはひとり中小炭鉱だけの問題ではないのであります。日本のたゞいまの中小企業の大部分が、そういう状態になつておると思ひます。風早さんは今、中小炭鉱を例にとつてお述べになられたのだが、これは決して中小炭鉱だけの問題ではないと私は思ふ。あらゆる中小企業が今詰まりしていることは、天下周知の事実である。これをどうするかといふことが、今日の政治だろと思ひます。そこで中小炭鉱だけをとりえて、こういう金詰まりだ。そこで今廃止するのはどうかといふことにはあてはまらないのではないかと、こういうふうな気がするのであります。しかしながら、中小炭鉱も全体の一部分であり

ますから、これも解決して行く、またその他の面においても解決して行くという事はもちろん必要であります。しかしそういうことはやはり総合施策の一環として打たなければならぬ、私は効果はないと思います。今日、中小炭鉱が困つておるという事は、やはり需給上の関係から、需要減退によつて困つておるのでありますから、そこへ融資したということになりますならば、それは滞り融資の問題であつて、その中小炭鉱は救われるかもしれぬけれども、滞り融資をして行けば、やはり国民経済の全体の負担が、将来において加算されて行くことになるわけでありまして、今日石炭界が明朗を欠いておるという事は、そういう日本経済の今縮小生産に入つておることに、一つの問題があるのだらうと私は思います。そこで石炭界を明朗にしてやろう、政府の煩瑣な手続から解放してやつて、企業の自主性を與えて、そして創意とくふうと熱意と努力を傾けるような方向に持つて行こう。しばつておるものを解いてやろうというところが、この廃止法案でありまして、喜んで御賛成願えるのじやないか、こういうふうに考へておるわけでありまして、中小炭鉱の事情につきましては、思いを同じくいたしておられますが、そういう際であるから廃止できないという御意見について、私も同意しかねるわけでありまして、むしろ今日廃止によつて立上つて行く、こういうふう

論じておるわけでありまして、この場合に問題を中小企業一般に拡張して行くという事は、はなはだ問題を回避するものである。またかりに中小企業一般だとすれば、なおさらこれは問題になる。中小炭鉱については、やはり炭管廃止にも現われるような、無責任な統制撤廃の問題として、われわれは論じておる。他の中小企業の没落、これもまた吉田内閣の他のそれ／＼の産業の面における無責任な統制撤廃、これによつて生じたその一連の関連性を、ここで提案者みずから認められたということ、ただわれわれ／＼が知るだけの話でありまして、何ら問題の根本をさかせるわけではない。そんなことを言つておつてもしょうがないのでありまして、やはりわれわれ／＼は中小炭鉱の問題として出した。そこで先ほど申しましたように、中小炭鉱の人たち、またその従業員の人たちが唯一の活路として、これ以上は遊休あるいは隠匿しておる鉱区の開放でなくてはならぬ。われわれ／＼に頼られてくれ、これが切実な要求として現われておる。これに対してどういふ所見を持つておられるかというのを聞いておるのであります。それはどういふお考えでありますか、承りたいと思ひます。

○神田委員 どうも風早さんのお尋ねは、少しポイントがはずれておるのじやないかと思ひますが、石炭国管法は、中小企業にはほとんど適用しておらなかつた。当時の提案者の説明を聞きましても、この法案は中小炭鉱には適用しないのだ。指定炭鉱、管国管廃止によつて中小炭鉱がどうかなるといふことは、少しお考え違ひになつてお述べになつておられるのじやないかと私は思ふのです。この国管廃止によつて、業者は先ほど申し上げておるように、むしろ非常な利益を受けると、私は考へておるわけでありまして、この廃止によつて中小炭鉱が非常に打撃を受けるというふうにお考えのようであります。そこをどうお考えのどうの非常に納得の行かないところがありまして、さらにまた金詰まりの問題につきましても、石炭も現下のすべての産業の金詰まりの一部だ。それからさらに今日統制を撤廃したから、こういう状態になつたというところをお述べになつておられますが、これも私も統制撤廃のために、悪い方面では若干経済界に影響した点はあると思ひますが、しかしいい方面を見がしておられるのじやないか。配炭会廃止に伴い、炭管あるいは統制の解除によりまして、御承知のように、非常に炭質が向上した。一部の銘柄を除いては石炭の価格も非常に下つた。そういうことは、石炭業者の企業努力によつて合理化されたものが、一般産業の合理化に非常な有効な働きをなしておつたと思ひます。一部の石炭のなるほど統制撤廃によつて上つたかも知れませんが、多くの石炭は、あるものは二割ないし三割、四割も下つて、それがそれらを使つておる産業界には非常に合理化を與えておるわけでありまして、石炭の統制撤廃によるいい面は、私は非常に大きなものがあつたと思ひます。今日たとえば配炭会をもつて、石炭の価格統制をやつておつたならば、わが国の産業がどういふふうになつておつたか。あるいは配炭会公団の能力からいつても、おそらく炭の操作はできな

なつておつたのじやないか。むりにやらしておつたならば、おそらく数億の赤字を抱いておつた。それはみな国民負担に転嫁されて行くことだと私は考へております。そういうことから考へますと、配炭会公団の廃止、マル公の撤廃は、わが国産業の合理化に、非常に大きな効果をもたらした。しかし逆の一部の原料炭が上つた、そのために基本産業に悪い影響も與へたとあるというふうなことも、私承知しております。しかしいい面と悪い面とを比較した場合に、私は廃止の方が非常にいい面を與へておる、全体においては大きなプラスである、こういうふうに考へております。

○風早委員 あまりこの点に停滯したくないのですが、一言だけ言つておきたい。それは炭管法を適用されない中小炭鉱について云々する事は、ピンとははずれておると思つた。われわれは炭管法の廃止によつて、実際に中小炭鉱に利益があるか、あるいは不利があるか、その点を究明することがなければ、何も炭管法の廃止のことが論ずる必要もない。それがどうなるかというところが問題であつて、それを避けたら問題がなくなつてしまふ。最初からそういうお考えだから、結局中小炭鉱はどうなつてもよろしい。それで一般中小企業はどうなつてもよろしいという池田ラインに、結局あなた自身もながつて行かざるを得ない。そういうお考えでは、私はこの提案に対して問題を持たざるを得ない。今の遊休隠匿鉱区の開放のことについては、遂にお答えがありませんが、まだそういうことは考へましておられなかつた、おそらく御存じないものと、われわれは一応認めざるを得ない。遂に御答弁がないわけでありまして、しかしこれは念のために申ししておきます。これはあるいは御理解にならないかも知れませんが、一体今度の炭管の廃止によつてたちまち生じた結果は何であるか、これは良質炭が非常に上つて行く、その影響がたつたと思ひます。この一事だけをとりましても、優良炭は上つた。ところが優良炭を主として独占的に占有しているのは大炭資本です。いわゆる大手筋、その中でもこれは限られておる。そういうものがこれによつてまづたぐり不労所得を得るわけですから、これは決して新しくその資本力あるいは資本のいろ／＼な経費に充てて生じたものではなくて、まづたぐりのべらぼうな超過利潤である。そういうものの源泉は一体どこにあるか、これはただそれらの鉱区を占有しているその独占権にあるだけの話です。私も、この利潤の出所は結局直接鉱山地帯であると思ひます。それをいつたものは当然今日生産力の発展に對して非常な妨害をなしている。今提案者も言われておるように、われわれ／＼国民経済全般の立場から見れば、明らかにこれは矛盾であります。ことに優良炭を遊休させておく、あるいはこれを隠匿しておくことは言語道断の話であります。そういうものは、われわれ／＼に要求するならば、やはりこたえるところがなければならぬと思ひます。その点だけを一言して、私は価格の問題に入つて行きたいと思ひます。

る見通しだという基礎の上に立つて、樂觀論をただ振りまわしておられるようにしか受取れないのであります。今までも下るものは押えるとか、あるいは上るものをむりに押えるとかいつたようなことは、これは邪道であると言われまして、私もそう思います。しかし今まで他の条件をそのままにしておいた限り、これは邪道でもとらざるを得ないような事実があつたと思ひます。その点を十分掘り下げられることなくして、ただいきなり統制を撤廃せられ、これを正道だと言われるかもしれないが、事実放任される場合には、大手筋は期せずして超過利潤を得、それ以外のアウトサイダーは、どん／＼転落して行く。これは価格の面ではつきり出ている事実であります。これをどうされるかということは、やはり邪道か何だか知らないが、とにかく新しく積極的な手を打たなければならぬということは、当然のことであろうと思ひます。

そこで私は次にお尋ねしたいのですが、公正取引委員会の石炭の炭価の面に即しての活動状況の経過の報告をしていただきたい。と申しますのは、いろいろの一部の大炭鉱資本家がカルテル的なものを形成しておるといふ事実があるものであります。これらのことに對してこの公正取引委員会は、今どういう活動をやっておるか。これらについて政府委員の方からでもけっこうでありますからお答え願ひたい。

○中島政府委員 公正取引委員会は、私どもの聞いている範囲におきましては、コークスに関しまして今一つ審理をやっておりますが、石炭につきましてはそういうことを聞いておりません。今コークスについてやつておられますのは、統制撤廃後配炭団手持ちのコークスを、コークス業者が一手に買受けるという申告をしたというようなことについて、今審理されておるのであります。この点につきましては、事實はむしろ石炭についても同様な点があつたので、ついでに申し上げますが、当時の貯炭の拂い出しのために、やはり公団でこれを無計画的にダンピングするということとは、これは非常に市場を混乱させるという意味で、できるだけ計画的にやりたい。ところが処分の期限が本年三月末までとぎまつておりまして、この関係から最もこれをスムーズに大量にはかすためには、やはり生産業者に売りもどす方法が一番いいのではないかと今ふに、公団当局者も主務官庁も考えまして、そのようなことを公団の貯炭処理協議会へ出したことがあります。結局これにつきましては銘柄が通つておらないとか、あるいは金融の点でありますとか、そういう点で問題の解決ができませんでしたために、そのまま石炭につきましては、そういうようなことは全面的に行われておりません。同様にコークスにつきましても、これは貯炭処理協議会というものがございまして、そういうふうな相持を持ちかけたのであります。結局同様な事情でもつて、そういうような全面的な売戻しというものは、事実上できなかつたというものが事実でございまして、その点につきまして多少疑問を持たれたと見えて、目下公取の方でこれを取上げております。

○風早委員 政府委員にお尋ねします。大手筋の九社、特に三井、三菱、北炭、井華、古河、この五社に、雄別、これは三菱系ですが、それから三菱の太平洋、これが加わり、さらに明治、貝島が加わつておる。この大手筋九社が昨年の九月以来、土曜会という、最初は二八会といつておつたのですが、こういう秘密会を組織いたしました。価格協定をやつておる。これは私も知つておるところでも、すでに第三次まで協定をやつております。これについては政府委員はどういう報告を受けておられますか。

○中島政府委員 実は私もそういう話はまだ聞いておらないのです。

○風早委員 だれかもう少し事情のよくわかつた政府委員がおられないのですか。こういうたような重大な、また日本戦後の政策の根幹に関係しておる問題なんです。御存じなければ、私の方から多少御紹介しますが、第一次の協定は九月十六日から十二月三十一日まで行われております。これは私も内容は非常に問題である。六千カが申し合はれております。これは私も今までは一応放任の場合に、大手筋は期せずして超過利潤と言つておりましたが、実は期せずして形やない、こういうカルテル価格を今形成しておる。こういう協定の事実がある。第二次の協定は、これは本年に入りまして、一月一日以降に行われたわけでありまして、これは運賃の値上げは全額消費者負担にする。北海道あるいは九州地方の場合には、これは一律に百五十円の値上げをするということが申し合はれておる。第三次協定は三月

十日の国鉄の四、五月分用炭の入札をめぐつて行われておる。その後のことは私も聞いておりませんが、こういうたようなことが行われておるといふことが、巷間におきましてもわかつておる。政府委員が御存じないということ自身が、はなはだ問題だと思ひます。が、ちやうど官廳政務次官も来られまして、この価格協定、その協定のための組織、こういうようなものは御存じと思ひますが、これに對してはどういうふうなお考えを持っておりますか。

○官廳政務次官 ただいまかけつたばかりでありまして、今までのお話の関連が、どこにあるがよくわかりませんが、ただいま御意見のありましたところだけで申し上げますと、政府といひましたはさうな協定のあることは、もちろん指導もいたさなければ、監督もいたしておけません。いわゆる意味の自由な商売をしていただいておりますわけでありまして、風早さんは御存じで政府が知らないのは、はなはだ不慮でないかという御意見については、私も大いに注意を拂うわけでありまして、ただいまのところでは存じておりません。同時にもしさうなカルテル的な協定が、公然と行われようとしたら、事業者団体法、独占禁止に對します各種の法律があるのではありませんか、この法律に照らして処断すべきものであります。行政庁としてあるには必要があれども、告発等の処置は必要かもしれませんが、それ以上のいわゆる統制をいたしておりますものと考へております。

○風早委員 先ほど申し上げましたように、この協定は、土曜会というやんと組織をもつて、もちろんこれは公認せられたものではない、公認せらるべきものでもないわけでありまして、秘密会としてやつておるわけでありまして、これに對して至急に政府としては責任のある御調査とその御報告を願ひたい。私は一応そのことを希望しておきます。

この統制撤廃後におきまして、そういうたような申告せよるか、あるいは放任という形から当然に來たか、自由競争の形に來たか、それは何方であると思ひますが、統制撤廃後の半年間の炭鉱資本の利潤というが、これもやはり大手筋と中小、特に三井、三菱に對しては大体政府側の数字を出していただきたい。

○中島政府委員 大手各社の損益の数字は一応ございまして、けれども、昨年の下期後のものは、まだ集計等が十分いたされておられませんので、大分古い資料しかございせんが、それでよろしゅうございせんか。

○風早委員 どうもこれは少しく調べて來ていただきたいのですが、そういうふうないろ／＼資料をいたさずすけれども、こういう根柢に触れた問題に對する資料というものが非常に欠けておるので、どうしてもこういう質問をせざるを得ないので、はなはだ時間の不経済でわれ／＼も遺憾なんです。これは私も政府から資料をいただかないといつても、黙つておるわけに行かない。やはりいろ／＼雑誌、新聞その他を見て調べておる。石炭経済研究所の石炭特報——これは政府にも十分行つておると思ひますが、この石炭特報の昭和二十五年四月一日発行

のもの、これなんかによりまして、これは統制撤廃後半年でありまして、半期三井は十二億、三菱は十五億であります。これは資本金に對しては、三井の場合にはその一〇〇%、三菱の場合には一六六%、半期でありまして、年間とすれば、二倍以上三倍近くは、年間でやっております。こういうような事実が出ておるわけですが、これの真偽のほどは私もわかりません。これは政府の方でもよく取上げてもらいたいし、ましては提議者としてはこの点は十分に頭に置いていただきたい。それがうそならうそと、はつきり証明していただきたい。われわれは一応この事実に基づいて議論を進めざるを得ない。こういうふうな半期に、一〇〇%、一六六%といったようなべらぼうな超過利潤というものは、一体どこから出て来るのか。私どもはむしろこういう統制撤廃とか、また今度の炭管法案廃止であるとか、そういう問題の秘密が、こういうところにあるのではないかと、これを疑わざるを得ないわけでありまして、これは思うにそれによつて投下した設備その他の資本の収益というわけに参らないと思ひます。その産出物の品質とか、炭質とか、カロリとか、そういうものの優位からこれは必然的にもたらされておるのであります。そういうところから販売価格が騰貴した。言いかえれば三井、三菱によつて特に優秀な鉱区が、独占的に所有せられておる。あるいは専有せられておる。そういう専有権、所有権に莫大な利潤の源泉があるものと考へられるのであります。この自由党の議員諸君の御提案が今回の炭管法の廃止、結局諸君の言われるところのいわ

ゆる自由経済政策、こういうもののねらいどころは、明らかに国内のこういう巨大な炭鉄資本というものの利益に率仕ていられないか。それからこれは競争関係だけか申しましたも、中小炭鉄は関係はないと言われましても、事実中小炭鉄はそれで犠牲になつてしまふ。そのために中小炭鉄を犠牲にして、巨大な炭鉄資本に莫大な法外な利潤を與えるというわけではなからうかと考へられるのであります。これは私は提議者に対しては注意を喚起しておきたい。前回の質疑に際しまして、今度の炭管法の廃止という問題については、新しい意味が加わつておるといふことを私は申しました。これは今までは大体内閣的の見方として、国内の巨大な炭鉄資本というものと中小炭鉄との関係で、問題が起きて参つたわけでありまして、しかしそれだけじゃない、新しい意味が加わつたというのを私は申ししておく。この新しい意味というのは、申すまでもなく国際炭鉄資本の政策との関連であります。吉田内閣の政策の一貫した政策方針の一つとして、中小及び労働階級を犠牲にして、何よりもまず国内の炭鉄資本の利益を擁護せんとしておるといふことは、石炭問題について、すでに今出しておるそういう資料を通じて、明らかにしたところがあると思ひます。同時にわれわれが常に指摘して参りましたことは、国際炭鉄資本に對する完全な従属、これがまさに吉田内閣の一貫した政策であつたといふことであるのであります。そこでこの提案者並びに政府当局は、この国際炭鉄資本は、これは決して外国炭鉄業者だけを意味しておるわけではありませぬ。

この国際炭鉄資本の日本の炭鉄業に對する政策の方向については、どういふふうにお考えになつておるか、その批評をしてもいいというんじやない。一体どういふ政策をとつておるといふふうにお尋ねしたいと思ひます。この点からお尋ねしたいと思ひます。○神田委員 ただいま風早委員より何か炭鉄業が、巨大炭鉄資本に左右されて、自由党の政策が一貫して、あるいは吉田内閣の政策が一貫して、これらの巨大財閥の奉仕者だといふような意味のことを述べられました。これについて、どういふ考えを持つておるかといふことのお尋ねをいたしました。これはどうも前提からいふと、何といふんですか、風早さんは一たび質問を始めて、必ず人民の管理をあげ、巨大資本があるといふことで、さらに内閣攻撃があり、自由党攻撃があるといふような一貫したお立場でお述べになつておるとお尋ねしておりました。われわれは幾たびもあらゆる機会に述べたことではあります。今日わが国にそういつた巨大財閥があるといふふうには考へておらない。御承知のように財閥は解体せられておる。炭鉄資本は禁止されておる。その前提のもとに企業が営まれておるのだ。比較的大きい、あるいは比較的小さいが、それらはあり得るわけでありまして、それらは尊重されつゝ、斯様に精勵しておるといふふうにお尋ねしておるわけでありまして、これらの点になりますと、もう共産黨と自由黨とのイデオロギーといふまじやうか、立場が根本から違つておるわけでありまして、前提が違つておるから、これは幾らお答え申し上げても、平行線だと考へておるわけでありまして、お答えするまでもなく御了承のことではあります。お立ちになると毎度述べなければ承知ができない。晝飯がまずいというふうに考へておられるのではないかと考へておられます。

○風早委員 今私がお尋ねしたのは、国際炭鉄資本が日本の炭鉄業に對して、どういふ政策をとつておるかという認識をお尋ねしておるわけでありまして、いつも問題を前に引きもどしては、結局私がお尋ねしたことはお答えにならない。これは立場の相違とか、なにかいふ問題ではなくして、ただ逃げておられるとしか考へられない。提案者が確固たる確信をこの提案に對して持つておるとは受取れないのです。なおまた財閥云々の問題がありました。が、われわれは財閥はある、炭鉄資本は儼然として存在しておると考へておりますが、これは議論になりますから預つておきます。しかし問題は先ほど申したように、三井、三菱が統制撤廃のわづか半月の間に、あるいは一〇〇%あるいは一六六%の巨大な利潤をあげたといふこの事実に對して、一体どう考へておるのか。これもその事実そのものについては、もちろんまだ論議の余地がありますが、大体そういう傾向であることは疑いないと思ひます。それを見のがしておるといふことは、これをすなわちこういう国際炭鉄資本に對して率仕られることである。客観的な意味はまさしくその通りである。また今その反面におきまして、中小炭鉄が先ほど申し述べましたように、ばた／＼と倒れつゝある。これも儼然たる事実でありまして、これが統制撤廃のために起きたかどうか、

それが統制撤廃後につておる事実とすれば、やはりその間に関連性を持つるかと考へておる。どういふ措置をとらるかと考へておる。問題になるわけでありまして、事実大がこつてます。まず太り、小がつて行くといふことになれば、やはり結果において、少くも自由党は、吉田内閣は、そういう政策をとつておるとしか考へられないわけですが、どういふ事実をあげて示してもらいたいわけでありまして、それができないとすれば、やはりそう断定する以外にないわけでありまして、別にこういうことを言つたから電報がうまいとかうまいとかいふわけではないのであります。この国際炭鉄資本が日本の炭鉄業に對して、一体どういふ政策をとつておるか。これについて、どの程度の御認識を持つておられるか。この点を何も価格の問題に限らなせん。実際の日本の炭鉄生産に對して、どういふ政策をとつておられるか、ひとつ御認識のほどを承りたいのであります。

○神田委員 石炭炭鉄業に對して、外国資本がどういふような関心を持つておるかといふことについて提案者は知つておるか、どういふふうにお考へておるかといふようなお尋ねのうちに承つたのであります。石炭炭鉄業につきまして外国資本が入つて来た、あるいはまたどうしたいといふことについて、私どもは実はまだ承知しておらないのでございまして、率直でございまして、関心のあることは、これはわれわれがやはり世界の資源についても何らかの関心を持つて、世界経済に仲間入りしようとしておるわけですから、ある

ことあるわけでありすが、世界の資本家が日本の石炭にどの程度の認識を持つておつて、またどの程度の関心を持つておつて、どういふような考えのもとで構想を練つて入つて来るかといふようなことについては、寡聞にして承知しておりません。その他の点につきましては、先ほど来しば、お答え申し上げた通りと御了承願ひたいと思ひます。

○風早委員 これは神田委員は御存じないわけはないのでありまして、要するにあなた方がもつぱらそれに奉仕しておられますドッジ・ライン、あるいはローガン構想の貿易方式、こういうふうなものを一つおとりになりまして、一体それらが日本の石炭の生産にありあけは価格なり、それらの面に対してどういふ関心を持つておられるか。これは石炭を抜きにして当分貿易なり財政一般は考えられないのでありまして、そのことから当然出て来やしないかと思うのであります。この炭価を下げて、これで各産業のコストを下げる。それで安上りにいへば機械化その他をやつて行く。同様に安上りな商品をつくりまして、東南アジアへ輸出して行く。それができなければ東南アジアからの食糧輸入といふようなものも、できないわけでありすが、それをやつて行く。もしその食糧輸入ができなければ、いわゆる援助資金の節約、ドル貨の節約もできないのであります。結局アメリカから新入にいろ／＼な過剰商品を輸入しようとしても、それもできない、こういうことになりまして、どうしてもこれはまずその根本である炭価を引下げなければならぬ。これはおそろしく何人

も、この国際独占資本が現在あると考へられるわけでありすが、こういう点につきましては、今まで公同滞貨の放出につきまして、直接相当のきついや要請もあつたわけでありすが、そのことが当然炭価をめちやくちやに引下げるといふ一つの作用を持つて、もちろんそれだけでもつて実際に引下るか下らないかは、他の要素も加わらなければならぬから、これは別問題である。その通りであるわけではありませんが、とにかく下げる要素を持つておる。公正取引委員会の活動も、結局はこの炭価の面に即して見ますれば、先ほど政府委員はコーススだけについて言ひましたが、こういう協定がもしも明らか事案であるとするれば、これはこの協定を押えるに違ひない。吉田内閣が何をやらなくても、これは当然押えるに違ひない。また輸入炭でありすが、輸入炭も現在の條件では、日本の国内炭価を切りくずす作用を持つておることは明らかであります。そのほか炭鉄業の合理化によるコストの切下げといふような、本格的な方策も無論考えられておるわけだと思ふのであります。いづれも炭価の切下げという面から考えてみれば、その方向を一応念願しておるといふことは、これはきわめて明らかなじやないかと思ふのであります。その点はどうかと思ふのであります。

それから第二には、結局今の中にも含まれておりますけれども、石炭の売込みであります。つまり今のところでは、開港場の方が安い。カナダ炭は高い。でありますから、なか／＼そこには困難があるわけでありすが、しかし、といつて開港場の場合におきまして、この前も神田君は、大いに中共と

の貿易といふようなことを、これは私のお好みのあれだが、中共との貿易を考へておると言ひますが、これはどうですかね、實際開港場の見込みはあります。われ／＼の方からやれば見返り物資を送らなければならぬわけですが、その見返り物資は、みんな戦時物資だとか何とかいつて押えられておる。事実行き悩んでしまつておる。結局するとやはりカナダ炭が入る。まあその値段も問題ですが、いづれにしてもこういうふうな石炭の売込みという問題が、そこに出て来ておるといふことは明らかである。第三には、炭鉄用の機械の売込みであります。この合理化といふのも、結局こういうアメリカならアメリカの炭鉄機械の売込み態勢と考へて、しかるべきじやないかと思ふのであります。そういう点につきまして、一体私の方から申し上げて進だと思ひますが、お答えがないために申し上げる。そういうふうなことをだとして、これは提案者として、きわめてけつこうだとお考えになりますから、あるいはそれは困るとお考えになりますか。その辺の御所見を承つておきたいと思ひます。

○神田委員 わが国の産業の大半と申しましうか、相当の申しましうか、戦争準備あるいは戦争中を通じて、戦後また疲弊の期間が相当あつたわけでありすが、先進国より非常に工業水準が遅れておる。そこで早く優秀な技術あるいは機械等を導入して、急速にひとつ産業の整備をした、能率化をはかりたいといふことは、今日これはもう朝野を問はず、国民の声と私も考へております。そこでたいまの風早さんのお尋ねであり

ますが、アメリカから機械を買ひ、そういうことは何かわれ／＼が考へておりますことと違つた意味に、お答えになつておられるようございまして、もしさうだとすると、私どもも考へ方が根本的に違ふのだ、そこから出て来ることなのでありまして、これは先ほど申し上げておりますように平行的な問題じやないか。われ／＼戦争準備期間から今日までの間、十数年間孤立した経済に立つておつて、相手国の長所といふものをほとんど見のがして来ておる。そのために大分工業水準が選れておる。早く世界の水準にこぎ着けたい、そこで技術の導入なり機械の導入をはかつて、急速に整備したい。石炭鉄業におきまして、やはりこれと同じ考へを持つておられて、そういうふうな努力を続けておるわけでありまして、これに対して何か別の意圖でお考えになつておられるようでありすが、それはまあ自由であります。われわれの考へておることを申し上げまして、御答えにかなえたいと思ひます。

なもう一つ、先ほどお答え漏れ申上げたのであります。三井、三菱等の大手筋の炭鉄経営業者が莫大なる利潤をあげておる、こういうことをお述べになつておられるようであります。われ／＼も若干の利潤をあげておることを認めておりますが、今日ただいま申し上げましたように炭鉄の経営の合理化をはかつて行く、荒廃した炭鉄の経営を投じなかつたならば、今日九十四トンぐらゐの一人当りの年間出炭量を、将来百七十五トンぐらゐ出して行くことにするに、巨額の経費をつぎ

込まなければならぬ。そういう意味から考へますと、今日あげておる利潤で、はたして百七十五トンぐらゐの、すなわち世界の水準まで持つて行くことができるかといふことを考へると、非常に遠慮といふことを要しておるわけでありまして、風早君の御持ちになつておられる材料と、われ／＼の知つております見解とは、少し違ふような感じがいたします。お尋ねでございしましたので、この機会にお答え申し上げます。

○風早委員 国際場裡に日本が復帰するといふことは、われ／＼もちつともそれは遠くないので、非常にその点は同感なんです。ただほんとうにそのようになるわけ、われ／＼はその方法を考へておるわけ、今出てるよううな形で結びつくことが、實際の結果として日本がこれから一人前として国際市場に出行けるやうなものであるか、それともかえつてこれは日本を非常に隷属的な條件に陥れることになりはしないか、その点が問題なのであります。その点さえ明らかになれば、国際市場裡に行くとはいふことは、もちろんわれ／＼も最も念願しておるところなのであります。その点は申すまでもありませんが、一言しておきます。大体今私が一応あげましたような国際独占資本の日本の炭鉄切下げの諸政策は、実はいろ／＼なそういう意圖を含んでおりまして、こういうふうなものは結局どういふことになるか。この上級炭につきましては、あるいは鉄鋼であるとか、運輸であるとか、火力発電であるとか、炭価がいつもいちごつこをやつておつて、これが日本の

經濟の再建に對する隘路である。これは十分に今まで指摘されておるところでありまして、その点では炭鉱の切下げということは、できるならばまことにけつこうだと思ひます。ただその切下げが、やはり十分に原価計算に合ふというものでなくちやならぬわけなのでありまして、今までの例を見ますと、現在補給金なりあるいは復金の繰入等、かういふようなものによつて、辛うじて立つておるといふことであつてはどうにもならぬわけです。ところがいづれにしても、そういう炭鉱の切下げができるかといふ点と、事實統制撤廢の結果、高級炭はどん／＼上つておるわけです。また輸入炭の圧迫というものの、結局は中小炭鉱の出炭に對して、しわ寄せせられるという危険があると、われ／＼は考えるのであります。ありますが、これらの点についてももう少しお考えのほどを、よく出していただくと思つてゐる次第です。もしも炭鉱の切下げというものが、鉄鋼業なら鉄鋼業だけをとればこれに利益するとしても、炭鋼業そのものがそのためにつぶれるということになつたならば、何のための切下げか、これは炭鋼業の方からいふと、また主客転倒になつて来るわけです。そういう点をどう調整せられるおつもりであるか、どう根本的に解決されるおつもりであるか。これらはやはり國際的な面から、今影響がしん／＼と来ておりますから、それらをみな含めて、ひとつ考へていただきたいといふことです。これは結局このコストの切下げという問題にぶつかると思ひます。結局コストの切下げがきつめて健全にできさへすれば、非常にこれらの問題の主要なものであります。

のが解決されると思うのです。ところが従来一貫して首切り、賃下げ、こういふふうな総支拂い賃金つまり労力費というものの節約によつて、コストの切下げが行われておつた。これは今度の統制撤廃と時期を同じくして、昨年四月から今年四月の間にきて、昨年炭鉱労働者は大体五万人減つております。それで出炭高は一人当り二トン引上げられております。そこに猛烈な手不足、労働強化というような線が出ております。それから賃金の切下げでありますが、これは前回民主党の有田委員の御質問中に、やはりコストの切下げということに非常な関心を示しておられる。これは非常に同感であります。その中でまだ労力費の節約の余地があるかのような印象を興えるような御質問もあつたと記憶しております。私の記憶違いならば、この点を取消してもいいのですが、もし労力費の節約がまだできるというように考えられておるとすれば、これは問題だらうと思ひます。大体この原価の中に占める労力費の割合というようなものも、資料として出ておると思ひますから、これは省きますが、これらも二十一年、二十三年、二十四年と、どん／＼割合は低くなつたのでありますが、低下の一途をたどつてゐることは、事実として認められてゐるところと想うのであります。そこで私は提案者並びに政府当局にお聞きしたい。このコストの切下げの方法として、依然として労力費の切下げの可能性があるように考えられておられるかどうか、この最後の点だけ御所見をお答え願ひたい。

○神田委員　お答え申し上げます。風早さんのお尋ねを先ほどからお聞きしていると、炭価を下げるが必要

だ、非常に炭価が高いので、いろ／＼の産業がこれをかぶっているわけであります。そこで炭価を下げる方法はどういうことをやるかということで、先ほど来いろ／＼お答え申し上げたのであります。今度は具体的になつて参りまして、人員の整理と関係があるかということを書いておられるのであります。これは先ほどから具体的には申し述べてはおりましたが、昨年の出炭量が年間一人当り九十四トンでございしますものを、将来は百七十トンまで持つて行きたい、こう言つておるのでありますから、有効需要が非常にふえな限りは、もし炭鉱の機械化が十分にいく、その他の能率化が行くということになりますれば、それは人員の整理もあり得るといふことは、当然のことだと考えております。御承知のように炭鉱労働者が逐次減つて参りました、一人当りの稼働率がふえて参つた、そこで労働強化をしているのではないかと、というやうなことをお述べになります。が、風早先生は学校の方は詳しいが、鉱山のことはどうもよく御存じないのではないかと思つてあります。御承知のように戦後労働者の切りかえが行われて、作業の熟練度が足らなかつたというわけでありまして、あるいはまたこれは労働者だけではなく、これを管理している面からも、あるいは経営している面からも、やはりそういうた問題があつたと思ひます。特に労働者の練度の不十分ということが、おもな理由でございまして、それらが解決して参りました関係上、一人当りの出炭量が自然にふえて行くわけでありまして、なれてふえて行くことでありますから、むしろ作業関係から言えば楽に

ふえて行くわけでありす。それを労働強化だとお考えになるのは、どうかと私は思うのであります。熟練して参りますすれば、これはスポーツの例をとりますしても、あまり力を入れなくても球は十分飛ばし得るようなことにならる。いくら力を入れても球は飛ばない。こういつた鉱山におきましても練度が十分になつて参りますれば、疲労度が少くして能率を上げ得ることは常識のこととございまして、一日五・五トンあるいは六・三トンというようなことは、これは仕事をしているのか、してはいないのかという程度でありまして、ようやく今日八・二五トンくらいまで来たということは、とにかく一通りの目途まで来た、熟練して来たというところを現わしていると思ひます。そこで將來の問題としては、それに加ふるにさらに機械化の問題を取入れて行きたるを、年間九十トンくらいの出炭量のを、一人当り百七十トンまで持つて行くことになりますと、約倍近い数字になるわけでありますと、將來出炭が八千万トンも必要だということになりますれば、労務の問題はそのまへ行けることになると思ひます。そうでなく、有効需要は増大しないが、機械化が十分進むことになれば、整理の問題は当然出て来るだろうと思ひます。そこで炭師の切下げがやはり行われて行くことになるのじやないかと、きのうのあたり委員からのお尋ねがございまして、炭師の急速な引下げを行うならば、炭鉱の急速な機械化を行うことにしないが、しかししやれるとしても、労務者の整理という問題が、そこに横たわつて来るから、必ずしもそういう

ことは全体から考えてよいだろうかどうだろうかということ、十分考えなければならぬということを、お答え申し上げたのでありまして、これらを十分御参照願いますれば、私たちの考えている点も御了承願えると思います。

○風早委員　よいいなことは言いたくないのですが、どうも提案者がよいなことを言われるから、私もつい言わざるを得ない。私の一身上の能力に對して云々せられてゐる。これは聞捨ててならない。あなたは私を知らない。だから知らない場合にはよいいなことを言つてもらいたくない。私は學者だと言われたい。しかし私の學者ではありません。とにかく私は石炭については、炭鉱災害については大きな本も書いてある。この本は机の上で書いたのではない。北海道から常磐から九州から、全国の大中小の炭鉱をずつとまわり歩いて、何度も／＼検討した上で、實地に基いて足で書いたものであります。もちろん私は専門家ではありません。んから、炭層がどうだ、こうだということやかましいことは知りませんが、とにかく少くも労働條件に關して、またこの機械化、合理化、こういうもののとのの機嫌について、私どもは専門的に検討しております。とにかくよいなこと、を言つてもらいたくない。私どもはそういう無責任なことを、今ここで質問してゐるのではないのです。ほんとうの問題をここへ提出しているのですから、そのつもりでひとつ慎重に御答弁願いたい。

今提案者は、人員整理があり得るといふことを、みずから認められたわけでありまして、人は減る。賃金は一体どういうふうになるか。日産協では、売

れ行きを顧慮した品質、つまりカリ
ーと能率の自乗化された能率給、こ
ういうスローガンを掲げてやつてい
るのです。これが全国の炭鉱にずつと波
及しているわけですね。この方針でも
て各炭鉱経営者はやつて来ている。で
ありますから今猛烈な労働強化が起つ
ております。ことに問題は、上級炭を
独占している大炭鉱でむしろはげし
い。これは自然にそこは優良炭が出る
わけでありまして、やればやるだけ
能率給が上がるというので、猛烈な労働
強化にかり立てられている。しかし下
級炭しか持つておらない中小の炭鉱で
も、カリヤーを上げるためには、どれ
くらい犠牲を拂つておるか。これは前
回の質問の際に述べましたが、実際常
磐でも宇部でも、そのためにどれくら
い犠牲を拂つておるか。たいへんな量
の犠牲を拂つておる。そうしてカリ
ヤーを若干でも上げようとして努力し
ている。しかしこれには並々ならぬ
労働者の労働強化がある。この賃金
も——今あなたは、賃金なんかのこと
は、あまり御関心ないかもしれないが、
が、実際常磐地区の場合をとりまし
ても、最も徹底して、基準賃金の三百六
十三円を最高にしております。カリ
ヤーと一人当り出炭能率によつて、A、
B、C、D、の四クラスにわけまし
て。Dクラスの炭鉱におきましては、
基準賃金を坑内は二百七十円、坑外は
百七十五円に切り下げている。こうい
う賃金でとにかくやつていけるのです。
それはぎりぎりでありまして、どん
な生活をしているか御存じと思ひます
けれども、これはもう一度、御存じな
らば思い起していただきたい。そうい
うような次第であります。これはやは

り何としても、私はあなたと同じよう
に、目標はやはり炭坑の中をもつと合
理的に機械化しなければならぬ。そ
ちらへ行かす必要がある。今のままで
ありますと、たいへんな労働災害であ
ります。しかも労働災害は大炭鉱に起
つております。ガス炭塵の爆発、これ
はガスの多い炭鉱はまた優良炭が多
い。優良炭のところはガスが多い。こ
れは重なるのであります。だから、
今一番災害のひどいのは、災害の
中で最も残虐な災害になつていけるガス
炭塵の爆発、これが大炭鉱でどん／＼
ふえていける。こういう数字は政府も
持ちだと思ひますから、時間の関係が
あるから省きますが、ふえていける。
ちろん中小炭鉱では特に落盤を中心
にした災害はたいへんなものです。今と
にかくどん／＼掘らなければ食つて行
かれないのですから、もういところ、
危険なところをやつていける、ですから
落盤一件当りで死ぬ人間の数は、初め
は二人、三人であつたものが、今度は
十人、十数名というふうになり、一かた
りになつて死んでいけるというふうな実
情が出て来ている。また支柱なんか
も、支柱を置かないから、採炭夫が
同時に自分で支柱をやる。また採炭を
やる。そうしなければとも支柱なんかや
つていけるひまがありませんから、どう
しても柱を立てないでどん／＼やる。
また柱をぞんざいに立ててやつて行
く、そのためにまた災害が起る、これ
はやむを得ない。そういつたようなふ
うにかり立てて行く。この自乗化さ
れ、三乗化された能率給賃金制度とい
うものがある。それを全然不問に付し
ておいて、ただ過去一年間に人員は減
つたが、実際労働生産性が一人当り二

トンふえたと言ひましても、それは陰
にどれだけの犠牲があるかということ
を、やはり考えなくてはならない。由
来日本の炭鉱資本家というものは、こ
れは大経営もそうでありまして、保安
施設というものを非常にサボつてお
ります。これはやはり資本の節約とい
う立場、利潤を上げるという立場から節
約しております。そのために災害が特
別に日本には多い。そういう実情を
ひとつお考えになつた上で、御親戚に
御答弁願ひたいと思ふのであります。
結局問題は統制廃止後、コストの面で
技術化の問題がどうしても起つて来る
と思ひます。その面で問題を出してお
答を承りたいと思ふのであります。
この統制廃止後の、外国の炭鉱機械の
輸入計画というものと、その実績及び
その今後の見通し、これはこまかい数
字もありまして、政府委員にお答え
願ひたいと思ひます。統制廃止後の外
国炭鉱機械が、どういふものが輸入せ
られる計画であつたか、またそれに対
してどういふ実績を示しているか。そ
の今後の見通し、これが今般のこの問
題、特にコスト切下げの問題を、正常
に解決するかいなかの最後のかぎを握
つていけると思ひますから、この点につ
いてはぜひとも政府の責任のある数字
でお答え願ひたい。

○神田委員 若干お答え申し上げたい
と思ひます。先ほど少し言葉が過ぎた
り、足りない部分なり恐縮でありま
すが、足りない部分を補足していた
だきます。出炭量をふやしてコストを
下げる、そのためには相当な機械化を
行ななければならぬ。そこで有効需
要がふえないというところになりま
す。石炭原価を下げる意味で、人員整
理を行うことがあるだろうという意味
のお答えを申し上げたのであります
が、それをやるというふうには必ずし
も申し上げたのではないのでありま
す。ただ、しかし炭鉱の機械化がいっ
体そういうところまで到達するか。
これはむしろ自然減少というふうな場
合も、人員の場合はあるわけであり
まして、それらとらみ合せなければ、
はつきりするところがないと思ひま
す。ただししかし目標としております
海外の年間一人当り百七十トンとい
うような方向に持つて参りますと、た
だいまの八・二五トンに比べて、相当
能率引上げになりますから、有効需
要がふえない限りは過剰人員が出て来
る。しかしこれはいろいろの問題と関
連して参りますので、ここで算術的に
整理するところはないかというところは、
議論になると思ひます。ただ私の足り
なかつた点は、労働強化が炭鉱にお
いて行われるという問題でありまして、
これは全部において私どもさうには
考へておりませんが、最近のようにな
ういつた情勢下におきましては、おそ
らく一部においては風早委員の述べら
れたような労働強化が行われてい
るだろうと想像いたしております。しか
しわれ／＼考へておりますのに、終戦
後の当初から戦前の勤労意欲の点にお
きまして、戦前までもどつていけるかど
うかというところにつきまして、全体と
しては戦前に大体接近しており、一部
ではまさつておる点もあると思ひま
す。戦前までもまだ到達し得ないところ
も相当あるのではないかと、こういうふ
うにも考へております。労働強化がど
ういふふうになつておるか、鉱山の災
害がどういふふうになつておるか。こ

とに鉱山の災害等につきましては、先
般炭鉱山保安法ができて、保安の
面におきましては非常に人員増加もさ
れまして、最善の努力を政府としても
やつておることと考へておりますが、
しかしわれ／＼といひましては、あ
れで必ずしも十分であるとは考へてお
りません。坑道がだん／＼伸びて行く
條件が悪くなるわけでありまして、
特に鉱山保安の問題につきましては、
最善の方法を日々とつて行かなければ
ならぬことは、まことに同感でありま
す。政府側からも答弁があることと存
じておりますが、それらの点におきま
しては風早委員と同じ考へを持つてお
ります。こういう意味のことを申し上げ
てお答えにかえておきます。
○中島政府委員 外国から輸入されま
した輸入機械は、アメリカから入れま
したもので、フェイス・ローダー、ジ
ョイ・ローダー、コール・カッター、こ
ういふものが入れられております。御
承知かと思ひますが切羽で積込みをや
ります機械と、炭層をカッティングす
るこの二つの機械。それから欧州方面
からのビット、これはボーリングをや
るときに双でございまして、それからワ
イヤ・ロープ、ワイヤ・ロード、こ
ういふものを入れます。これの従来入
れました数量並びに今後の計画につ
きましては、ちよつと数字を午後調べま
してお答えいたします。
○小金委員長代理 風早委員にちよつ
と御相談申し上げますが、もう大分時
間も過ぎましたので、この辺で休憩し
たらいかうございようか。——それで
それを終つて下さい。なるべく問題
の焦点を、炭層法の廃止問題に關連し
てだけに集中していただきます。

○風早委員 そのことなんです、今ことに問題が根本に入つて参りました、やはりこの点の見通しをはつきり立ててもらわねと、炭管法廃止々々といつても、炭管法というものは、石炭全体の増産の根本問題でありまして、これは社会党、民主党、国協黨なんか、とにかく命がけでこれと闘つたわけですから、これを簡単に廃止される。われ／＼としてもその場合の立場は、またおのずから違ひますけれども、やはりこの問題は相当重要な政治的な意味もあるものと考えております。ですからただ簡単にはいしよれ／＼と言われると、これは議員提出というやうなことにらみ合せて、われ／＼としても考えなければならぬと思ひます。

○小金委員長代理 私が言うのは横道に入つたり、重複をなるべく避けていただきたいというのです。

○風早委員 だつたらひとつ晝からにしてください。

○小金委員長代理 それではこれにて休憩いたします。午後は一時半から再開いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時六分再開

○有田(二)委員長代理 休憩前に引続き会議を開きます。私が委員長職務を行います。

臨時石炭炭業管理法の廃止に関する法律案を議題として質疑を継続いたします。風早八十二君。

○風早委員 日本の炭鉱業で今までやつて来たやり方というのは、大体コストの切下げ、合理化と言ひましても、実際には労働強化というところに終つ

ておつたわけでありまして。これはいまさら喋々するまでもないわけでありまして。どうしてもこの問題を根本的に解決するには、技術の導入がいります。つまり機械化をやらなければならぬといふことは、結論としてはきまつておつたわけでありまして。またこれは経済の常道でもあるわけですから。ところでその場合に、資金の面なんかをそのまゝにしておいて、それをやるというたところで、一部の巨大資本を擁しておる炭鉱だけがやれるのであつて、かえつてこれをやる結果、中小はその手段を持たないために結局つぶれてしまふ。

また大炭鉱でもその結果だつて首切り、労働強化というやうなもの、そのために行われるというだけのことであつて、ほんとうの解決をしなかつた。実際にその落ちつくところは、また／＼労働力中心の炭鉱経営というところになつたことは、大体御承知の通りであります。ですから今この輸入にしろ、何にしろ機械の導入がほんとうに具体的な日程に上つたということは、これは必然のことながら、非常にわれ／＼としても重要な問題であると考えておるわけでありまして。そういう意味で実際に今問題になつてゐる輸入機械というものは、日本の石炭生産にほんとうに役立つか、また日本の炭業界を真にこれに救うか、ひいては日本の国民経済に對して重要な解決策の糸口を開くか、かういふ重大な問題として、私は質問を続けたいのであります。この輸入機械がどういふものであるか、どれほどどこへ行つたか、その実績はどうか、これからの見通しはどうか、これについて午前中に質問したわけですが、詳しいことは資料として提出するという

お話でありますから、お待ちしておつたわけでありまして、まだ御提出がないままに、一応先へ進みます。

三菱の西島氏その他三井の——名は忘れませんが、三人のエンジニアが渡米せられたら、この機械を注文して来たというの、大分前のことであります。ところが注文して来たものとかやつておるため、使つてみるとはなはだぐあいが悪い。つまり日本の炭層の條件と、これらの機械の効率というものがうまく合わない。そういう問題について、政府はどういうふうにかえておられるのか。そうして私がこのコストの問題を出したときに、こういう点については提案者自身も、どうして労働力中心ではないかから、やはり技術化というのを考えているというやうなお話もありました。ですからその技術化が実際にいられるかどうかというところが、重大な問題であらうと思ひます。そういう意味で、実際に使つてみてぐあいが悪いということが一般の経験であります。これは私もかつての経験があります。昭和五、六年だけ、日本において実際に大炭層の炭鉱だけをすけれども、まじめに技術の導入をはかつて、従来はただ単に揚水とか、通気とか、運搬とかいふものを中心にした機械化から、初めて採炭面にドリルとか、ピックとか、ことにコイル・カッターを導入するというやうなことを一応やつた。これがずつと行けばひとつの大きな発展だつたと思ふのであります。その後戦時体制に入りましてから、たちまち逆もどりにして、また労働力中心になつてしまつた。労働力はふんだんにあらへるという日本の特殊軍事体制のもとで、結局ま

た労働力中心の非常に不経済なものになつてしまつて、先ほど私が申し上げましたやうに労働の生産力というものがぐつと下つてしまつた。またこれを繰返したくないので、どうしてもこの際に技術導入ということを真に生かすことが必要であります。その点實際もろすでいろいろ／＼矛盾が起つております。それはアメリカの機械を入れて来るがゆゑに起つて来る矛盾で、日本の炭層条件と合わない、向うは厚い壁で日本は薄層が多いので合わないという問題があります。それからいろ／＼モデル・マシーンというやうな形で、向うから送り込まれてゐるものなんかもあります。たとえば柱なんかでも、今まで日本では木の柱をやつておつたが、今度は鉄の柱をむりやりに買わされてそれを使う。これは重くて、狭い日本の切羽では扱えない。これを扱つたために指を損傷するとか、とにかく木と鉄とは違ひますから、非常に疲労が増すとか、いろ／＼いやがられてゐるわけですね。ましてやコイル・カッターなんかは、これを入れるためには作業場を、ことに切羽のスペースをうんと大きくしなければならぬ、全体をかえて行かなければならぬと扱えないのです。だからせつかく入れた機械をたちまちやめてしまつて、あの九州の三池炭鉱なんかでも、この部屋一面くらしい大きなコイル・カッターがむなしく残骸として横たわつてゐるというやうな状況になつてしまつたのです。そういうことになつては、はなはだ不経済きまること、この点についておられ、これに對する解決策はどう考へておられるか、これらに對する提

案者並びに政府委員のお考えを伺いたしたいと思います。

○中島政府委員 輸入機械が、わが國の炭鉱の實際にそぐわないという点は、お説の通りでございます。確かにそういう面が多々ございまして。従いましてこれを實際の炭層の状況に適應させるためには、やはりいろ／＼國內でもつて、これを十分研究の上、改造する必要があると思ひます。その点に關しまして輸入機械をモデルとして、いろいろ試作を續けております。逐次非常に状況にあつたものができつゞございまして、現に私が昨年の秋に九州の炭鉱に見に参りましたときには、最も新しい着いたばかりだといふものが来ておりました。これは、これなんかは形もこじんまりとしておりますし、性能も炭層の條件に非常に合つていて、成績がよい。ということをお申し立ていたしました。いろいろと改善を加へまして、日本の炭層の状況に合致するやうなものを、國內でもつてつくるといふことで機械化をはかりたいと思つております。特に輸入機械ですぐれておる点は、性能の点もございまして、素材が非常に点、非常に強みでございまして、場合によりましては素材を輸入いたしまして、その設計等につきましては、國內で研究の結果最もよいと考へられたものでもつてやうたい、かういふやうなことも考へてゐるわけでありまして。なお鉄柱に關しましては、これは簡単なものでありますから、すでに國內で相当生産して使用いたしております。これは非常に使用の成績が良好でございまして、できるだけこれを早く鉄柱化するということが、將來炭鉱

の合理化のためには、きわめて必要なこととございます。一時的に相当な資金を要する点があるが、非常な一つの大きな痛みであり、これが鉄柱化するということになりますと、実際の能率の上から申しましても、耐久力から申しましても、経費の点から申しましても、相当な節約になる。さらに一面においては非常に貴重な森林資源というものを対峙して、相当セーブすることになりますので、できるだけ鉄柱化をはかりたいということについて、官民ともにその必要性は認めておるわけでございますが、早急に実現したいのは、ほとんど資金関係からそういうふうになつておると考えております。

○神田委員 私も昨年の七月の末でございまして、北海道に参りました。ちよと炭鉄機械化の展覧会が、札幌の大学に開かれておりました。講演会等もございまして、親しく見て参つたのでございます。今中島政府委員が述べられたようなわけであります。アメリカの鉄山機械をそのままが国に当てはめることはむづかしいということ、何人も熟知しておると思ひます。あのアイデアをとりまして、わが国の鉄山の機械化をして行くということについても、また何人も異議のないこととありまして、国情に即したものが逐次できつつあつて、能率も高度化されておるといふふうに考えております。

いうことで、これは非常にけつこうなことであります。従つて機械化ということの重要性は、これはもとよりでありますから、やはりそれに適するような機械をつくる必要であります。ところが日本の機械産業というものは、非常に優秀なんです。もちろんほかの国と比べて相対的にどうこうというところは、これまたおのずから問題がありますけれども、とにかく一応これは独自のものを持つておるわけですね。でありますからどうしてもこれはこの機械産業の復活にも、いろいろ大いに役立つのであります。日本の機械産業部門を動かして、これをどうん積極的にやらせる、この方向がこの際には特に必要ではなからうかと考へるわけでありまして、日立なんかいろいろつくつてみるものの、結局外国からの導入機械ということのために、これが妨げられておるといふような実情があります。ですからその点で今のようなお考えを徹底せれば、非常にけつこうだとわれ／＼は考えておる。しかしながらそこに最後に問題になるのは、やはり金融の問題であると思ひます。今炭鉄金融というものは、これは一体どういふことになつておりますか。私はこの金融問題についてお尋ねいたしました。これが合理化の問題を真に解決させるためにも実際に役立つかどうか、その点をひとつ究明してみたいと思ひます。大体今まで、これに戦後は国民の税金を食つて来た。莫大な補助金、これはもう先般その数字、パーセンテージ等は申しましたから、省きます。復金の融資、これも結局はやはり税金負担である。これらの主として財政的な負担による、つまり

国民負担による形で、初めてやつて来られた。こういう金融状況であつたと考へるのであります。今まで一体復金の融資というものと、市中銀行の借入金とにわけまして、設備資金と運転資金とにまたわけまして、大体のところではいいのですが、政府委員の方から、この復金融資の決定的な役割をひとつ出していただきたいと思ひます。

○中島政府委員 一例といつたしまして、午前中の御質問に關連いたしました三井、三菱の二つの例をとつて申し上げたいと思ひます。午前中に、三井及び三菱で、いずれも昨年の下に一〇〇%以上の利潤を上げていたというふうな御指摘がございましたが、その数字につきましては、まだ決算もいたしておりませんので、私もどつちかたして明確にいたしたいわけでございますが、一応そういうふうな利益を上げておるといふ前提によりまして、三井を見ますと、現在資本金が九億でございます。それに対して復金の融資額の残が六十七億でございます。従いましてかりに九億の一〇〇%の利益を上げておるといふことになりまして、事実利益金が九億に上るわけでございますが、全体の投資額ということになりますと、九億と六十七億の合計七十六億、これに対する利益率は一割二分くらいになるわけでございます。

従つて復金の融資額が、資本化、いわゆる自己資本化されておりましたが、實際上はそういうふうな役割を果たしてゐる。従つて利益率を見る場合には、これも同時に考へなければ無意味である。こういう意味で申し上げた次第でございます。また三菱の例をとりますと、資本金が現在五億五千万円ほどございまして、そのほかに復金の融資残が四十七億、合計五十三億近くのものがあるに投下されている。こういうことになつております。従いましてかりに十六割の利益があつたといつたしまして、この全体から見ますと一五%程度、こういうふうなことになるわけでございます。

○風早委員 大体今のお答えの中にもすでに含まれておると思ひますが、結局復金融資というものは、主として設備資金である。たとえば市銀からの借入金も主として運転資金であり、またいろいろ資材なんかの未拂い代金の支拂いとか、そういう方向に充てられておる、こう考へて大体間違ひありませんか。

○中島政府委員 大体その通りでございます。復金の融資額は、全体で昨年末に三百五十億ほどあるということ、前に申し上げたと思ひますが、その中で三百三十億ほどが設備資金でありまして、残りの二十億ばかりが運転資金でございます。なおついでに市中関係を見ますと、総額七百三十億の貸出し金額の中で、設備関係が三百五十億、運転関係が三百八十億、これは大体とん／＼だ、こういうことになつております。

○風早委員 そうしますと、いずれにしても今問題は、合理化、特に技術化、機械化という意味での設備資金を非常に要する。その面についての資金繰りを考へておるわけでありまして、一応それに限定して、問題を進めてみたいと思ひます。この復金の融資が、炭鉄資本に対してそういうふうな決定的な重要な役割を持つておつたことは、確実だと思ひます。ところがこれ

に対してドッジ・ラインによつて、二十五年度の予算によりまして、千数百億の国債償還がなされる。そのためのもた復金融資の引上げがどん／＼と行われる。これは実はどん／＼と行われておらないのであります。この復金融資の引上げということとは、これはまづところから矛盾する事柄であると思へるのであります。そうなりますと、今後の金融を一体どうするつもりであるか。これは固定資産の再評価であるとか、その益金に対する課税の問題があります。また固定資産税や附加価値税等、莫大なものを納付しなければならぬ。そういうものをすべて含めて、今年の金融をどうして行くかというところは、これは復金がすでにたくさん、また補助金が削減せられ、廃止せられるということになりますと、どこへ一体その融資先を求めて行くか、その点については提案者の方では、どういふふうに考へておられますか。

○神田委員 過去におきましては、金融の点はもつぱら復金の融資ということとは御承知の通りであります。今後はどういふふうになつて行くか、こういうような御質問のように承つたのであります。今後融資はもつぱら市中銀行にこれをゆだねて行くことに相ならうかと考へております。しかし市中銀行にもおのずから限度もあつたので、御承知の通り昨年においても、また今年もその予定しておりますが、見返り資金等からも相当額が出る、こういうふうな考へております。しかし見返り資金の点につきましては、これは長く続くものでもないことは、十分御承知の通りでありまして、将来設備資金というふうなことになるすれば、さ

らに自己資金の調達、あるいは市中銀行の調達、なおまたわれわれの構想を率直に申し上げますれば、かような方面の投資をさせるために、興業銀行の大幅な増資、あるいは債券発行額の引上げ、さらにまた長期金融を受持つような銀行なり、あるいは金庫というようなものをひとつ考えて、これを実施したい、こういうふうに考えているわけでありまして、しかしあとの方は、御承知のようなドッジ・ライン下におきまして、ただちにできることは考えておりませんが、われわれの構想としては、こうした設備の改良、補修等をやる、あるいは増設をやるというような点については、長期資金をまかない得るような窓口を設けるの特種な銀行、あるいは金庫を必要とする。この設備のために十分努力して参りたい。そうして金融上の策を最善を期したい。こういうふうに考えております。

○風早委員 長期資金の問題については、これはもう予算委員会なり大蔵委員会等でも、かねて論議し盡されておつて、あぐくの果が、結局もう見返り資金よりほかにはないというところまで、結論も来ておつたのではないかと、われわれは考えているのであります。提案者はいろいろ空想的な構想を披露しておられますが、これはやはり問題の突進に今ぶつかつていられる点をほかにないでやつていただきたい。実際見返り資金よりほかにはないというところは、今のお説の中からも事実出て来ているのであります。ところで見返り資金を入れると言いましても、これは今提案者の御答弁の中にもありましたように先は見えておるといふことでありますが、当面千

億余の見返り資金の中から、できるだけそちらの方に融通してもらいたい。わずかでいいから、つづつあるわけでありまして、そういう場合に私はここではコストの切下げの見地からの炭鉱政策の合理化、その合理化と言いましても、労働強化というふうなことでなく、ほんとうに技術化、機械化という点から論じておるわけでありまして、そういう点でこの見返り資金の導入を考えた場合において、見返り資金の導入の条件として——これは決して借入れ条件の中に入らなければならぬと否とは問わないところでありまして、実際上見返り資金の導入の条件として炭層の条件が入つてはしないか。これは先ほどから私が問題にしております米國なら米國の炭層機械の導入ということ、これは不可分の関係で、見返り資金の導入といふことが取上げられるのではないかと、ところが見返り資金を入れたとすれば、どうしてもその借入れの見返り資金では、外國の機械を買わなければならないか、この点はどういふ実情でありますか。ありのままを聞かせていただきたい。

○宮内府委員 風早さんの御質問の中に、見返り資金が機械化のためのひとつの御心配のようであるが、将来のことばじばく別といたしまして、ただいまの状況におきましては、見返り資金の融通を受けたがために、必ずアメリカの機械を買わなければならぬ、しかも日本の炭層には必ずしも合わないという機械をむりに買わなければならないという状況に、ただいまなつておられます。

○風早委員 提案者はどういふお考えですか。あまり驕尾に付さないで……

○神田委員 私もただいま宮内府事務次官から答弁された通りに承知しております。まして、驕尾に付すとか、前座をつとめるという意味ではありません。正真正正のお答えでありますから御了承願ひます。

○風早委員 これはほかの産業部門に對する見返り資金の導入の場合にも、こういうことは非常にやましいのであります。政府委員や提案者の側はよく御承知だと思います。この場合にもこれは明らかに炭層機械の導入のための資金というふうな関係が、借入れ条件そのものの中に出て来はしないかと考へるものであります。私は今政府委員に對して炭層条件を含めて、この見返り資金が炭層に入る場合の借入れ条件といふふうなものを二、三の例でいいですか、お願ひしたい。

○宮内府委員 お尋ねの資料は、大蔵省の見返り資金課でありますから、約款を示す以外はありません。ただいまここに用意がありませんから、適當な時期にお見せすることにいたします。なお炭層機械化のための輸入機械が、見返り資金と特定の關係に結ばれておるといふような御解釈であります。私が申すより風早委員の御研究の結果十分御承知だと思ひます。見返り資金の繰入れはガリオア資金であります。炭層機械はイロア資金であります。性質がまったく異つておることを御了承願ひたい。

○風早委員 大体外國機械の導入におきまして、これが日本の炭層の條件に一般的には合わないといふことは、こ

れはだれよりかれよりも向うさんがよく知つておると思う。そこにして入れるのでありますから、おちやくちやにされるわけに行かないのであります。と、どうして炭層条件といふものを、比較的に向うの機械に合うような炭層条件のところを目ざして、そこに機械を入れてやるという機会がでること、当然推測にかたくなないのであります。ところが、そういうふうな次第で、一応見返り資金との關係は否定せられますから、私はそれは一応預かつて、とにかく炭層機械の導入そのものと、炭層条件といふものは十分に組み合せて入れられておるものと考えます。その点から見まして、今實際に炭層機械が入れられて来る。そういう炭層を具體的にひとつ出していただきたい。

○中島政府委員 見返り資金の出ている炭層の名前というお話であつたのであります。昨年度見返り資金が出ました炭層は、全体で二十六社でございます。名前をあげますと、三井、三菱、北炭、井原、古河、明治、常磐、宇部興産、貝島、日本、雄別、麻生、杵島、嘉穂、太平洋、大正、松島、早良、松浦、日室、小倉、大辻、長崎、羽幌、大浜、日濱、この二十六社であります。

○風早委員 この中でちよつと注目を引くのは麻生炭業ですが、この麻生炭業に對して御承知の通り八千万円の見返り資金が入れられておる。これはもちろんそれだけの必要があつたと思ふのですが、麻生炭業と同じような諸条件を持つたほかの中小炭業——これは中小とも言えないと思ひますが、そこでもつてやはり見返り資金が實際申請

しても入らなかつたといふような炭層の名前をあげてもらいたい。私はやはりどうしても炭層や何かの具體的な実情と、そういう炭層の條件と関連がありはしないかと思ふ。その点をひとつ考慮に入れていただきたい。

○中島政府委員 炭層の條件等の比較は、ちよつと私はつきりわかりませんが、いわゆる中小炭業といわれ中ので、今同申請をいたしまして、まだ許可の出なかつたものは油谷、芦別、浅野、雨龍、山一、茅沼、この辺だと思ひます。

○風早委員 この麻生に出した八千万円の大体はどのくらいに使用していることについての指定を、はつきりお答え願ひます。

○中島政府委員 麻生炭業の中で吉隈炭と、街下炭と二つございしますが、吉隈炭におきまして運搬設備の改善のために六千七百万円、街下炭の選炭設備の新設のために千三百万円、こういう内訳になつております。

○風早委員 さつきの御提示になりました山一、茅沼等のこれらの炭層については、どういふ條件でこれがはねられておるのか。それらの關係も同時に述べていただきたいと思ひます。

○中島政府委員 落された炭層の要求金額の中で、どういふふうな目的に使われる予定であつたか、これはちよつとわかりませんが、金額だけ申し上げますと、浅野、雨龍が二千百万円、山一が二千三百万円、茅沼が五千二百万円、油谷が一億一千三百万円、こういうふうな数字が出ております。

○風早委員 これは私の知つておる限りでは、炭層条件等の實際の技術的な條件に従つて来る生産上の必要といふ

点から比較してみても、別にかわりないようには考えられる諸炭鉱において、一方では入り、一方では入らない。いずれは入るかもしれないというお話なら別かもしれませんが、とにかく入らないということでは、中小炭鉱のうちで職生がちゃんとこの選に漏れなく入つておるといふことは、われわれとしては重大な関心を持つておるわけだ。一般の巷間でもいろいろうわさに上るほどでありまして、これらについてはどうもまだつきりしないのですが、具体的に炭鉱借入れ條項を見せただけなために、この点まだ究明の余地を残しておきます。今日は時間ありませんし、また資料もまだ不備でありますし、また後の機会に譲ることにいたしました、この点はおきたいと思ひます。いずれにしても、これらのいわゆる見返り資金というものが、炭鉱の見返り資金の融資に關する限りは、これが特に外國の關係がないのだといふ政府の言明は一応よく記憶しておきたいと思ひます。大体今までの質問によりまして、われわれ日本の石炭業というものを全体として、一体どう動かし行かうのか。これの生産を實際にこれから増強して行くつもりなのであるか。またそれは一応成行きにまかせるのであるか。こういった根本的な一つの問題にこれが結ばれて行くと思ふのです。今まで他の同僚議員諸君の御質問の中にも、結局提案者はこれらの炭管法の廃止、あるいはまた過つて統制の撤廃によつて跡始末をどうするのか。現在事實を見ますれば、明らかに一部の炭鉱は生産を上げることなしに、ただ優良

な鉱区を独占しておるといふだけで、非常に大きなものになつておる。しかしそれ以外のものはばた／＼と倒れつつある。こういう実情が一応出ておる。これを日本の石炭生産全体から見ますれば、生産は別に増強しておるわけではない。また増強させようとする何らの方策も示しておられない。こういう点はやはり大きく問題になつて来るのではないかと思ふのであります。それについては生産政策と申しまして、た輸入石炭の問題、導入機械の問題、いろ／＼大手からめ手から、独占資本の一つの日本石炭に対する政策と、非常にかみ合つて来る面が多いわけでありまして。そういう面を十分にらみ合せた上で、一体提案者としては日本の石炭業の今後に対して、どういふうにこれを考えておられるか。これを最後として明快なる御答弁を得て、私の質問を終りたいと思ひます。

○神田委員 簡単に明快にお答え申し上げます。提案理由を申し上げまして以来、ただいまお尋ねの点は、十分お答え申し上げておるはずでございます。速記録等でごらんを願ひたいと思ひます。

○宮城政府委員 風早さんの御質問が終りになされたようでありまして、一言政府として発言をお許しただきまして、先ほどの見返り資金の問題で、風早さんの了解を得たいと思ひます。もちろん私の申し上げることは御納得の行くといふにかかわらず、一応お聞き取りを願ひたいと思ひます。何か先ほど見返り資金の操作につきまして、特別の方法が行われておるような御発言でありましたが、これはあな

たがある評判をお聞きになつて、あるいは獨創的かもしれないが、いろいろに御想像なさいますことは、これは御自由であります。何事も申しませんが、御承知のように石炭に關する見返り資金の解除を申請をいたします手続は、他の資金と同様に、原局で、申請を受付けまして、これを立案いたしました。安本にまわし、それを大蔵省で嚴重に審査して、司令部に出すのであります。司令部でそれを査定して、解除を受けるということになつておるのであります。そういう關係で、日本政府の部内において、いろ／＼の操作をいたしまして、これは一切無効の状況になるのが、現状であります。なおかつ石炭に対する見返り資金の二十四年度の總融資申込み額は、大八十七億円であります。二十四年度中に解除されたのは四十一億円であります。これが皆様の御希望を達成することのできなかつた事情であります。この点につきましても同様であります。所要の資金二百億程度が順次削られまして、結果においては順序をつけまして、七十番まであります。四十番までよりやうやく融資ができるようになった次第であります。残余の方々は次年度において順次考慮して、見返り資金の融通をつける、かような方向に進んでおるわけでありまして。電氣としては百一億しかできない。石炭は八十七億の申請に対して四十億あまり、総花式に全部出せなかつた。そういう事情から出たものであります。政府としては最大の努力をいたしましたが、さういふ結果になつたのであります。今後もしも果してこれらの融資については、努力

を惜しまないものであるということ、特に御了解いただきたいと思ひます。

○風早委員 この見返り資金のいろいろの手続は、大体了解いたしておりますが、實際にこれを出す前に、やはり向うさんの方から直接に現場に参りまして、相當の調査をやはりやつておるということ、これは私も聞いておりますが、どういふようなことになつておりますか、その手続きの最後は……

○宮城政府委員 見返り資金を融資するための調査であると思つておりませんので、その理由によつて調査に行つておると思ひます。日本の炭鉱に対する合理化の技術指導、その他の意味から、司令部に必要と認められる調査とか、視察といふことは各炭鉱に向つて続けられておることは事實であります。

○田中(彰)委員 臨時石炭炭業管理法の廃止については、私もは雙手を上げて賛成するものであります。しかし何事も実施されておるものを急にやめるというときには、政府の方でそれに対する処置を完全にされないと、これによる犠牲者が相当出ると思ふ。第一に、私は少くとも戦争中及び戦争後に大炭鉱に負けないうで政府に協力して、石炭の増産に励んで来た中小炭鉱に対して、やはり公団を廃止するに對しては、中小炭鉱の石炭が悪いのであるから、これの何か救助策あるいは前もつてこれを救済する方法が、一体どういふわけで講じられなかつたか。これはしないために中小炭鉱は非常に犠牲になつておる。こういう点について私は政府の方から一応お聞きしたいと思ひます。

それから今度の臨時石炭炭業管理法の廃止であります。これを廃止するに、やはり中小炭鉱といふものの現在の立場、あるいは今後に対するいろいろの政府の処置といふものが、ただ口先だけでなく、ほんとうに親切心を持つてやられるような方法が、講ぜられなければならないと思ふが、これがやられてゐるかどうか。この点を伺いたいと思ひます。

先ほど出たのであります。見返り資金は何と申しましたが、非常に貸出しに對して不公平な感じがする。そこで第一にお聞きしたいのは、見返り資金を中小炭鉱に貸してはならぬという規則でもあるのか、あるいは中小炭鉱と大炭鉱に對する見返り資金の貸し方に、何か特別な區別をつけて取扱ひをしなければならぬような法規でもあるのか、これが一点。

それから復金であります。先ほど申し上げました通り、公団の廃止に伴う処置が、非常に悪かつたために、中小炭鉱は非常に犠牲になつた。それからその後の金融に對しまして、大炭鉱には相當の金融がされるが、中小炭鉱にはどうも金融がされない、不公平である。これは一面考へてみますと、市中銀行を通じてやりますけれども、中小炭鉱が信用がないために貸さないというところは、一応わかるのであります。非常にも不親切で、金融がうまく政府の方からまわつて来ない。それで復金の返済などに非常に困つておるのでありますから、復金の金を中小炭鉱に關する限り、大きな炭鉱でも拂えないものに對しては、こられた炭金を安く拂ひ下げてやるか、あるいは長期に家賃なんかで貸しつけるような方

法を、あなた方は考えていないか、この点。

それから資源庁あたりでは、どうも中小炭鉱の人が何か頼みに行くと、非常に不親切である。そうして大きな炭鉱に対しては、あたかも偉い人に対するように、非常に親切にしてやる。こういうことをだれの命令によつてやつておるのか。役人が中小炭鉱に対して不親切にやらなければならぬという、何か今までのいきさつとか、あるいは規則でもあるのか。そういう点に対して忌憚ない意見を聞きたいと思う。それからもう一つは、もし見返り資金を中小炭鉱に貸されるようなお考えがあるならば、資源庁が乗り出して、中小炭鉱の調査あるいは金融のつけ方などに対して、力を注いで貸してやるような方法がとれないものかどうか。

もう一つ、臨時石炭炭業管理法の廃止に伴つて使用権がなくなる。それで今まで使用権の設定をしたところは、法律によつて一応設定したのであるからよいといひましたが、目下手続中のもの、あるいはこれから手続をしなればならぬというので、書類をつくつておる炭鉱が、少くとも日本に十二、三鉱、あるいは十四、五鉱ある。こういうものに対してどういう処置をとられるか。この点について伺ひたい。

それからもう一つ、今度臨時石炭炭業管理法の廃止によつて、少くとも一億一千六百万円の金が浮くのでありますから、これを石炭増産、特に倒れておるような中小炭鉱、あるいはまた今までやつておつたんだが、ほんのわずかな金融がなくて、できないような

中小炭鉱にこの金をまわして救済して、石炭の増産をはかるような意図が政府にあるかどうか。あるいはまたこれを公団のようなところにまわすか、あるいはまた国民の税の負担にまわしてやるのか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○中島政府委員 中小炭鉱と大炭鉱を取扱い上、特別に区別するということは、全然ないのでございまして、見返り資金の点に關しまして、中小炭鉱なるがゆえに、貸出しまかりならぬというふうな原則もございせんし、またそういう指示もいたしません。ただ見返り資金を融資し得る條件といひますと、非常にこれはやかましい條件になつております。特に将来の償還の見込みといふことが、やかましい言われております。さらにまた従来の経営状況等を十分検討の上、見込みのないものにつきましては、なか／＼出しがたいといふことになつております。そういうことに對しては、どうしても中小炭鉱は不利であるといふことは、否定できないであらうと思ひます。しかしながら現に申請のありましたものの中、十分予備審査をいたしましたもので、これならいふことを出しましたものの中には、中小炭鉱のかなり小規模のものもありました。たとえば小龍炭鉱のごときは、これは中小のうちでもまだ非常に新炭鉱でありまして、小の部に属すると思ひますが、これは強粘結炭を生産するといふので、国内の原料炭としてどうしても必要だといふ確信のもとに、われ／＼は出したのであります。こういうものの将来性とか、あるいはその他の條件によつて保護されておるといふ状況でありまして、従つて

政府の方で審査いたしますときには、中小とか、大とかの区別は全然いたしませんで、別の方法で審査をしておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

それからお説の通りに、中小炭鉱が復金融資を相当受けております。ことに中小炭鉱におきまして炭住の負担が多いといふことは、お話の通りでございまして、これは氣持よいいたしました。は、何とかこれを救済することはできないかといふことを考へておりますが、しかし事実問題といたしまして、復金の償還額といふものは、すでに同收額として予算にも計上されておりますし、これを一時停止とか、あるいはさらに別の方法をもつて炭住を政府が買い上げるといふことは、目下のところはなほ困難な状況でございまして、それから使用権の問題でございまして、これは石炭炭業法等臨時措置法が、国管法の廃止と同時に効力を失いますと、新しい使用権の設定は、しばらくできないかと思ひます。しかし現在存続しております使用権は、この計画自体によりましてその使用権の存続期間中はそのまま続きます。また近く提案になることになつております新しい炭業法が通りますと、いわゆる租炭権といふ名称のもとに、この使用権の設定の精神が続けられますので、炭業法改正のあかつきにおきましては、大体同じような目的が新しい炭業法に基いて実行できる、こう考へております。従つてその過渡期におきましては、現在の炭業法を活用いたしまして、使用権は新しく設定することはできませんけれども、炭業権の譲渡といふようなことはできますので、必要な場合にはこ

の譲渡のあつせんといふようなことを行政庁でいたしまして、そのつなぎの期間におきまして、特別な障害のないようにいたしたい、かように考へております。

なお中小炭鉱の人が参りましたときには、非常に役所で不親切だといふお話がありました。私どもはむしろ中小炭鉱の方には、ぜひとも時間もとられておきますし、いろいろめんどうなお話も十分聞きまして、奔走しておるつもりでございまして、そういうことは私以下末端の方にも重々ないと思ひますが、もしございしましたら、御指摘によりまして、今後矯正したいと思へております。

○田中(影)委員 もし中小炭鉱が倒れた場合、閉鎖された場合、そういう場合において、炭住なんかを一体どういう処置をとられるか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○中島政府委員 もし復金債務のあります中小炭鉱が破綻しまするならば、やはり普通の回收手続によつて解決されることになりまして、従つてもし財産がなければ、これは回收不能といふことにならざるを得ないかと思ひます。

○田中(影)委員 残つた炭住を競売にでもされるのですか、ほかの炭鉱にまわされるような処置をとられるか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○中島政府委員 炭住は一部復金の担保にとられておるところがございまして、から、そういう場合には復金の方でこれを接收いたしまして、競売なり何なりやり得ると思ひます。しかし炭住の所在地はほかの用途に向けられ得ない場所にありますので、従つてその付近

の炭鉱で使うとかなんどかいうような方法を講じない限りは、全然無縁のところへ売却しても、解体してどこかに持つて行くこと以外には、処置の方法がございせんので、実際に競売いたす場合には、付近で利用し得るものが買取るといふことになつて思ひます。

○田中(影)委員 そこでちよつとお考えを願ひように申し上げておきますが、炭住は先ほど言われました通り、炭住は特別の場所にあるのであつて、これは倒れまして、あるいは炭鉱をやめても、ほかに持つて行けない性質のものでありますから、復金の金を返せないと、どん／＼それを取立てて炭鉱を倒すのがよいのか、政府は倒れれば競売にする意思なのか、ほかの炭鉱で使つてもらおうという意思があるならば、こゝであなた方がよく御考慮されて、これを復金のものにして、そうして中小炭鉱の困る炭鉱に対しては、家賃でもつて貸し與えていただく、こういう政策を今後とられるようにお願いしておきます。

それからもう一つ、中小炭鉱の見返り資金であります。手続がむずかしいと申しましたが、中小炭鉱にばかりはおつて、そして大きな炭鉱に見返り資金を借り得る帳簿をつくる有能な人がおるといふのではない。だれでも中小炭鉱でも借りられるといふことでありますから、あなたの方でよくそういうことを説明されて、中小炭鉱は石炭のカローリが悪いといふならば、むしろ見返り資金を借りてやれとか、あるいは金額を少くしてもよいから、公平に貸すといふふうな、これは全部には行かないでしようが、そういう方法をあなた方がとられるならば不公平がなく

なると思ひます。親の心子知らずで、

政府は中小炭鉱に對しても、よくしてやらなければならぬという案を持つておりますが、資源庁の役人は、中小炭鉱は大きな炭鉱以上に働いて来たのだから、それに対してはこうしてやらなければならぬというような、もつと親切な氣持を持つてやつていただきたいということをお願いしておきます。

もう一点、今の使用権設定の件であります。この使用権設定は、それで私は了承いたしました。戦争中に炭鉱を売り渡すときには、統制法の第何條かによつて、大臣の許可がないと、炭鉱の売買ができないという法律があつたのであります。あれをこの際撤廃されますか、それともそれがそのままついでに行きますか、お伺いしたい。

○中島政府委員 ただいまお話の法律は、すでに廃止になつてゐるものと考へます。

○田中(彰)委員 ところが去年私は炭鉱を譲渡しようとしたところが、まだその法律がくつてゐておつてできないというので、私のところへ書類が来てゐるのであります。たしか統制会長の承認を得ないと、炭鉱の売買ができないというのがあるのです。統制会長は大臣の許可を得てやるといふ法律があるために、非常に不便を來してゐるのですが、この際あれをどうなさるか。

○中島政府委員 今提案になつております國管法の第十一條に、石炭炭業の全部もしくは一部の貨物譲渡、こういうものが認可事項になつておりますが、私も國管法の廃止によつて、全部自由になると考へております。

○加藤(謙)委員 今澄君、風早君から

詳細なあらゆる角度からの御質問があらまして、私の質問せんとするところと重複する箇所もあるようであります。簡明に御質問したいと思ひます。

日本の石炭炭業が、戦争中あるいは戦後を通じて、長い間補助金制度、あるいは赤字融資、あるいは資材の重点配給方式によつて保護されて來まして、最近急速に補助金が撤廃され、いわゆる傾斜生産方式が廢止されまして、急激に大きな変化が石炭炭業の上で起つて來たのであります。そういう急激に從來の保護政策が撤廃されて、経営面はどういう影響を與えるかという問題であります。すでにいろいろ御質問があつたようでありますが、なお一応お伺いしたいことは、今日石炭炭業がはたして黒字であるか、赤字であるかという問題であります。大手筋炭鉱におきましては、炭価の値上り等も行われて、大体は黒字のようでありますが、中小炭鉱の場合はどうであるか、いわゆる赤字経営が行われてゐる炭鉱が、どの程度であるかということ、政府当局にお伺いしておきたい。

○中島政府委員 中小と大手と区分いたしまして、そのうちで赤字経営の炭鉱は幾らか、黒字は幾らかという数字は、ちよつと手元にごさいませんか、で、即答しかねます。

○加藤(謙)委員 正確な数字が手元になければ、至急お答え願ふこともむりでありまして、大体のところはわかつてゐるだらうと思ひます。中小炭鉱の中で、大体どういふような程度に赤字経営が行われてゐるか、大手筋の中にもそういうものがあるかどうかというところは、大体においてわかるの

ではなからうかと思ひます。わからなければ、なお後ほどお答えをお願いいたします。

○中島政府委員 お話の数字はただいまごさいませんが、一応御参考までに配付資料——これは先般金融關係の資料といひまして、二百余りの炭鉱から見込みといふものをとつたわけであり、今後の融資希望額と、その償還見込みといふものをとつたわけであり、その場合いづれも出した炭鉱は、すべて中小炭鉱でありまして、しかもそれだけのものを十分償還できるといふ自信のあるものだけ出て参つたわけでありまして、その中でいろいろ検討を加へまして、われ／＼の方で見まして、これは大丈夫だと考へられまして炭価が、炭価の数といたしまして百五十余りあるのをごさいます。それからトントン当りの利益金額は二百四、五十円になるかと思ひます。従つて中小炭鉱が四百余りあります中で、その四分の一程度は本年度においては二百円以上の黒字を出し得るといふうな、計画かもしれませんが、そういう数字が出ております。

○加藤(謙)委員 それだけの御説明では現在炭価経営が赤字か黒字かということ、よくわかりませんが、後ほどさらにこの問題に觸れるといたしまして、その次には現在炭坑、休坑炭鉱の問題であります。先ほど風早君からのお話があつて、数字の点はわかりましたが、大体昨年の八月以來炭坑、休坑のもの、炭坑の規模はどの程度か、その日本の石炭炭業の全体の中における割合といふものがわかりましたら、ひとつ……

○中島政府委員 ことしの二月までに

百十七炭鉱全部廢止の炭鉱が出ておりますが、これはいづれも中小のうちでも小規模のものがほとんどといつて、さしつかえないと思ひます。従いましその出炭割合は二、三パーセント以下ということになるかと思ひます。

○加藤(謙)委員 それから資料を拜見いたしました。すると、上級炭は著しく増産になつており、下級炭は及ぶほど著しく減産になつております。下級炭はこればかりぢや大手筋の中からも出て参りますけれども、おおむね中小炭鉱に多いと思ひます。結局先ほどの簡單な御答弁から見ましてもわかります通り、中小炭鉱がこの統制撤廃によつて非常に荒廢状態に陥つてゐる。もちろん統制撤廃の問題だけではありませんが、いろいろ現下の經濟事情にもより……

先ほど提案者の神田君は、石炭國管は中小炭鉱を對象としてゐるものではないから、この法案の石炭國管と中小炭鉱と關係がないといううなお話でありましたが、それは見當違いであつて、非常に關係があると思ひます。統制が撤廢されて來れば、どうしても中心が大手筋炭鉱に移つて、中小炭鉱がことに有効需要が減退してゐる今日におきましては、大きな打撃を受け荒廢状態になることは當然でありまして、一体日本の石炭炭業を維持して参りますに、かかる中小炭鉱が荒廢に陥つてもかまわないという考え方であるかどうか、いわゆる統制というものが撤廢されれば、今申し上げたように中小炭鉱がまず犠牲になることは、申し上げるまでもないわけですが、従つて大手筋炭鉱のみが大体榮えて行けば、それで日本の石炭炭業は維持して行けるかどうかという問題でありま

す。申し上げるまでもなく、戦争當時特にそうでありましたが、戦後におきましても、いわゆる重点生産によつて能率を上げて來たのは、大手筋よりも中小炭鉱であります。私どもに言われますれば、中小炭鉱がときには大きな犠牲を拂つても、生産を上げて來たと言ひ得ると思ふのであります。そういう場合に現在石炭が余つて來たから、中小炭鉱は犠牲になつてもかまわないといううな、口ではおつしやらないもの、そうした政策のあり方といふものが正しいかどうか、この点について政府当局と提案者から、それ／＼御所見を伺いたい。

○神田委員 加藤さんにお答えいたします。まず最初の第一点の臨時石炭炭業管理法は、おおむね大炭鉱を對象として考へたので、中小の炭鉱については適用しない。すなわち管理炭鉱あるいは指定炭鉱として取扱はない。私先ほど來かういふ御答弁を申し上げたのにつぎまして、さうでないといううなことでありましたが、当時の石炭國管の審議の際には、私が申し上げたように政府側が答弁されておつたといううに考へておられますので、あらためて申し上げておきます。間違つておれば訂正いたしますが、私はそう信じております。

次に統制を撤廢したために、中小炭鉱が非常に苦境に立つてゐる。そこで口だけはいふまでもなく、實際においては大炭鉱の保護ではないかといふ意味のお尋ねのように承つたのであります。統制を撤廢するといふことはもと／＼自由競争が、當時民主自由党の際に先般の總選挙に國民に問うて、

そうしてその支持を受けてやつておる今日一連の一貫した方針でありまして、そのために中小企業の問題が深刻になつて来ておる、それをどうするかという事は、おのずから別問題だらうと思ふ。われ／＼いだしましては、今日中小炭鉱といわず、中小企業、また今日の大企業におきまして、一連の金詰まりでみんな困つておる。何らかの打開をしなければならぬといふことについては、非常に深刻に考えておることとございまして、ただししかし先般来からお答え申し上げておりますように、一つのきめ手でこれを解決できるというようなことは、何人が今日政権をとつても、むづかしい問題です。さらに統制の解除によつてこうむる打撃だけを申し述べておられるようでありまして、統制を解除したため国民経済が明瞭になり、また合理化されて来た、能率が上つて来た、こういうふうない面も非常にあるわけでありまして、高物価に悩まされておる消費者の多くのわれ／＼の同胞が、能率化された、合理化された産業からの物価の値下り等の利益を、十分と申せませんが、相当受けておるといふことも事実でありまして、これは深く比較して見て、いずれがよいかという問題ではなからうかと考えておるわけでありまして、統制経済の長所も私は十分承知しておりますが、今日の段階といひましては、さういふ方式よりも、創意とくふうと努力と熱意によつて解決して、その結果でどうしてもうまく行かない、こうした方がよいというやうなことについては、適宜手を打つべきものではないか、こういうふうなことを考へておる次第であります。

○中島政府委員 政府といたしましては、中小炭鉱は御承知のように、全体の出炭の三割を占めておりますので、これなくして日本の石炭産業が今後十分に全体の経済を保つ得るといふに考えておりませんので、これは窮境に立たないやうにという意味で、統制撤廃後もその点を強調いたしまして、融資その他についても交渉してあるのでありまして、今後につきましても、その点については考えはかわらないのであります。

○加藤(義)委員 神田君はどうも私の質問の筋をはずれた答弁をしておられるやうであります。私は統制経済、計画生産の是非論を今神田君に議論を吹つかけたわけではない。こうした手放し生産、いわゆる自由競争の言われるところの自由主義経済の行き方で、中小炭鉱が非常に打撃を受けるがそれでもいいのか、そうしていいなければどういふ対策を考へておられるかというのを聞いたのでありまして、私の質問した点だけ答えていただければいいと思ふ。そうした是非論については最後にい／＼私の意見も申し上げる機会がありますから、そのときに御答へしていただければいいわけです。今の御答へでは民主党の一貫した政策を実行するのだとおつしやいましたが、それはまことに政略として、はなはだけつこうな心かけで、私もよくつこうだと思ひますが、しかしその政策を実行する上においても、時と場合を選ばなければならぬ。私は最初にも申し上げた通り、一度に日本の基本産業の中で第一に位するところの石炭産業を、こうした急激に支柱をはずして野放し生産に追い込んでよいかどうかという点

から、論じておるわけでありまして。その点についての神田君の御答弁が明白でなかつたやうでありますから、さうにお答へを願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、今政府当局はいろいろ手を打つておる。中小炭鉱は三割からの生産力を持つておるので手を打つておる、打とうとしておるとおつしやいましたが、先ほど田中委員から御質問がありました通り手を打つてない。たとえば統制を一切はずして、石炭事業法のごときのもも何ぞ考へておられない。一体中小炭鉱をどうしてこうした状態の中で、維持して行くかというやうな政策は、一つも行われておらない。資金の問題も先ほど来いろいろ御質問がありました。が、あやうや、り方で、われ／＼は中小炭鉱が今その維持に必要とするところの資金をまかない得るとは思われない。そういう点で、ひとつな具体的な対策をお考へになつておりましたら、お答へ願ひたいと思ひます。

○神田委員 加藤さんにお答え申し上げます。お答への前に、心境を申し上げるやうなことになるかもしれませんが、御審議願つておりますのは、臨時石炭産業管理法の廃止の關係でございまして、私もこの石炭産業法は、その使命としております増産という問題、また経済安定に至るまでの問題、今日の段階においてはこれらの問題は、もちろん経済の安定しているかどうかという点については疑問がございしますが、石炭の増産法としての国管法は、もうその使命を終つておる、すでに一年有半にわたつて、政府がこの法案をとにかく見守つて実施して参つたわけとございまして、その意味

から申しますと、当然これは廃止すべき段階にあるのだ、こういう建前で申し上げておるものですから、ついでいろいろ直接にこれと關係のない問題になりますと、御質問に合わない問題になつておる、御質問に合はなかつたお答へを申し上げたかと思ふのであります。それで、さういふ意味で申し上げておりますので、あらかじめ御了承願ひたい。

ただいまお尋ねのございました点につきましても、この国管法が施行になつておつても、また廃止になつておつても、中小炭鉱の育成強化の問題につきましても、法案があるやうな、なかつた、育成強化して行くという点についてかわりがあるはずはないのでございまして、ことに国管法の立法された当時の事情から考えますれば、中小炭鉱にはこれは適用しないのだ、言いかえればあまり好まない法律をつくつたといふことになつておるのでございまして、今日この廃止の際に、中小炭鉱と関連あるがごとくお問ひなさるものでありますから、つい答弁がいてねになつたといふやうなことに考へておるわけとございまして、簡単にございしますが、よく申し上げておきます。

○加藤(義)委員 神田君はさきわめて狭い視野から考へておられるやうであります。私も先ほど来申し上げております通り、石炭産業の内容を知らないわけではないので、その認識不足を指摘していただかなくてもよいわけですが、もちろん石炭産業が大手筋だけを対象として指定しておることは申すまでもない、ただ石炭産業全体が野放し生産になると、中小炭鉱は非常に影響を受ける。これは常識的にわかる。私がかつ／＼しく説明しなくても、たとえば大きな炭鉱だけが、カルテル的な

ことをやりますれば、中小炭鉱はそのためにカルテルや、いろいろ／＼な点で影響を受ける。だから私は現在の中小炭鉱が必要であるかないかといふことを、やはり石炭産業の問題を考える上において、必要な問題でありますからお聞きしておるのです。ただこの法律を廃止するしかないかといふことは、單に今まで統制の対象になつておつたものだけの問題ではないのです。この法律は何かさうした大きな炭鉱だけを対象にしておるから、無用なものであるかのごとくお考へになりますけれども、石炭産業が成立しました事情を考へて見ますと、あの当時の提案者の意向といふものは、石炭産業全体を対象として、増産対策を立てるための国家管理を考へておつた。ところが民主党の諸君が大いに反対され、またいろいろな意見がありまして結局修正され、中途半端なものになつたといふことが、率直に言つて言えるだらうと思ふのです。しかしそれだから今日はあれは無用だとは、われ／＼は考へないのです。無用だと考へないがゆゑに、廃止されるにいつて参ります問題を検討しておるわけですが、だからもう少し広い視野から神田君は考へていただきた。また提案者の意図というものが、さういふ狭い意図でありますならば、私は政府当局から日本の石炭産業の将来の問題として考へて、御答弁願ひたいと思ふわけでありまして、そこで大手筋の持つておる遊休炭鉱、あるいは睡眠炭鉱といふものが今日相当あると思ひます。資料を要求することを忘れましたので、今数字を要求してもお答へは無理かと思ひますけれども、睡眠炭鉱、遊休炭鉱が相当あると思ひま

権や、監督権は規定してありませうが、少くとも基礎産業として石炭の増産対策の行方を見守る、かような消極的な意味でありまするが、この重要な業に無関心でないという一つの措置として考へられたのであります。これですでに成文を得まして、国内におきまして法制当局との折衝も進みまして、いろいろ交渉を続けましたが、ただまだはそれを提案する運びになつてゐないのであります。將來にわたりま

して、ただいまの加藤さんのお言葉を
かりますれば、安定法でもつくろうと
いう遅ればせの意味ではなくて、これ
に先行してやりたい、かような気持ち
がありましたところ、たゞ自由党の方
におきまして、廃止はかねての公約
であるから、廃止したいというこ
とでありますので、ただ時期を多少繰
り上げること、しかも増産の目的
は相当達している、将来におきまし
ても増産目的を達成するのに別に困難
はない。御指摘の金融措置等その他に
つきまして、すいぶんわずかしい点に
ありますが、これはひとり石炭鉱業に
限つたことではない。復興と安定との
過程にありまする日本全産業に、平等
な條件であらうと思ひます。等しく産
業行政の中にこれをとり上げまして勘
案することによつて、処理できるであ
うと思ひますので、党の御提案に対し
まして、政府といたしましてはまづた
く同調の立場をとつておるのでありま
す。御指摘のように異つた気持を持つ
てやつておるといふようなことは、経
過的に考えますと、さうな御議論も
あるいは当るかと思ひますけれど
も、現状の段階におきましては、十分
提案者の御意図に——民自党提案に対
しまして、政府当局としては完全同調
の形をとつておるわけでありましか
ら、御了承をいただきたいと思ひま
す。

の肥料、重化学工業等に及ぼした影響
を、具体的な数字でひとつ示してい
た。だいたいと思ひます。
○中島政府委員 統制撤廃後、石炭が
電力その他の基礎産業に對して、どう
いうふうな影響を及ぼしたかというお
話であります。これは価格の面と量
の面と両方ござりますが、量に關しま
しては鉄鋼価格その他いわゆる原料炭
の優秀なものを使用するものにつきま
して、しかもその供給量に多少の危惧
のあるものにつきましては、依然とし
て統制を継続いたしておりますので、
その点につきましては従来通りとい
うことが申されると思ひます。それか
らそれ以外に一般的に量的に申し上げ
ますと、いわゆる燃料炭に關しまして
は、つまりボーラー等にたきまする燃料
炭に關しましては、これはもう一般炭
といひまして、価格もかなり下つて
おりますし、また量的にも比較的中級
以上のものでふえておりますので、こ
れに關しましては、おそらくは各産業
とも統制撤廃によつて、相当な利益を
受けておると思ひます。ただ場所
によりまして、特に今年の一月以降運賃
の影響を大幅に受ける地域におきま
しては、その運賃の面からの影響はあ
ると思ひますけれども、石炭ブローパ
の値段としては、従来より安く手に
入つておるといふことは申し上げ得
ると思ひます。それから問題の電力な
いし鉄鋼に關しましては、電力は大
体において六千カロリー以上の炭
を好みますので、その面において若干
一般的に値上りを示しております。
しかしこれはそこまで触れますと多少
問題もありますが、日産あたりで買取
つております実際の炭価を、部分的

ではありますけれども、聞いてみま
す。必ずしも高くない数字が出てお
りまして、これは十二月ないし一月ご
ろの数字でありますから、その後は
どうか存じませんが、必ずしも電力
会社等において一段に言われておるほ
ど、高い石炭を買つておるといふこ
とは言えないのではないかと、それか
ら鉄鋼に關しまして、これもほぼ同
様でございまして、きわめて部分的な
数字しか出ませんが、最近いろいろ打
合せをいたしておりますが、はたして
統制撤廃後、いわゆる炭価の値上りに
よつて、どの程度の影響を受けてお
るかというのを、鉄鋼局と私の方と協
同で調査をいたしておりますが、いろ
いろこれは見方がございまして、け
も、運賃ないし電力料金の値上りとい
うことを別にいたしまして、別と申し
ますとそれだけを除きますと、むしろ
鉄鋼業、製鉄事業に關して購入した
おります炭価といふものは、公団当時
に比べて必ずしも高くない、こうい
うような数字が出ております。しかし
だからと申しまして、石炭が一般に高
くないといふことは、私は決して申し
上げるわけではございませんが、ただ統
制撤廃前後の公団当時の値段と比べま
して、ほかの條件は全然同じようない
たしとすると、必ずしも上つておらな
いといふのが実は最近の事情だと私も
は考へております。

かりますが、電力、鉄道その他のおも
なる化学工業等については、わから
ないからお尋ねしたのであります。そんない
いかげん、大体だけだけ上るだろ
うといふような御答弁なら、聞かなく
てもわかつております。正確な資料
をもつてお答えになるのが、政府當局
並びに提案者の義務ではないかと思
ひます。そういうただおざなりな御答弁を
なさるなら、あらためて本省へ行つて
資料をとつて来ていただきたい。時間
がかかつても仕方がないから、そうい
うふうにしていただきたいと思ふ。そ
れだけの資料をそろえず十分の用意な
くして、おざなりな答弁で、この座を
進めようといふお考えは、私は議会の
權威の上からいつても、法案の重要性
からいつても、考へていただかなかれ
ばならぬと思ふ。そういう点でひと
つ、電力、鉄道の他の化学工業と申
じましていろいろありますから、
簡単に言えないかもしれせんけれど
ども、この点は總括でよろしいが、お
答へ願ひたい。

それからまたこれはコスト高になる
ことは、今お答えになつたことで常識
的に考へてわかつてますが、日本の輸出
貿易がさうな重要原料資材たる石炭
の値上りによつて、コスト高となり、
輸出品のコスト高となつて、甚大な悪
影響を受けておることは申すまでもな
いと思ひます。輸出根拠の原因とい
ふものは、もちろんほかにもありま
しうが、国際市場に比較してコスト
高であるといふことは、争えない事実
であると思ひますが、そういうよう
な点について政府はどういうふうにか
えておられるか、これはひとつ政務次
官からお答へ願ひたい。

○官報政府委員 ただいま、石炭の価
格が、鉄道や電氣に影響した具体的な
資料を持つていないことは、はなはだ
不慮だといふ御指摘でありまして、
これは二府皆さんの御意向として承つ
ておきますが、必要であれば、その資
料も提供いたしますし、またここに
あります資料の中にある数字を拾つて
お答えをいたします。ただ私の方で用意
がよかつたといふことを誇張するの
ではありませんが、一体この法案が提案
されて、それから今御指摘のよう
な、たとえば鉄道とか電氣に非常な影
響があつたと仮定いたしました、もし
この臨時石炭管理法というものを、来
年の三月まで存置したら、そういうも
のが起らないといふ私どもは考へてお
らなかつたのであります。従ひましてこ
れを置いたら、さうな事情は全部
解消されるもの、だといふ御意見なら
ば——これは私もまことに申訳ない
と思ひますが、置いて置かないでも
同じような法律になつておるものが、
それらの影響を勘案いたしまして、す
べてのそういう産業に対する影響まで
も資料として準備することは、私ども
も考へて思ひが及ばなかつたのであり
まして、御了承をいただきたいのであ
ります。

なお石炭の統制撤廃の以後の問題に
ついての御議論でありますから、これ
は国管法に対する御議論でなくして、
石炭再統制論として御議論なら、私
どもは御議論として拜聴いたします。
統制して安い価格になる、コストも安
くなる、運賃もプールのしつたらいひや
ないかといふ御意見なら、われわれは
御意見として、まづこちらから拜聴する
用意を持っております。しかしながら、
この管理法のケースにかかわらざる

ころの御意見でありますので、資料等の不用意がありましても、ぜひお許しを願いたい。もちろん傾聴することをお回避するものでございません。

なお統制撤廃後の問題につきまして

は、いわゆる統制時代よりも不炭鉱業の事業分野に相当大きな変化が参つておることを私も存じております。北海道炭と九州炭の競争地帯が、京浜地区に及んでおりまして、京浜地区に運びまして九州炭がトン当り約百円くらい有利になつておるといふような事態、これをながめまして、常磐炭の低品位炭が東京その他におきまして、どのような立地条件になつて来たか、これらも十分勘案してみますと、この大きな変化が、価格に及ぼすところが比較的僅少であつた、かような事実上の数字を得ておるのであります。また先ほど管理局長も申しました日発が買つております発電用の石炭も、大体三千八百円程度を目途として原価に組まれ、予算を組まれ、またその程度の価格になつておる実情でございます、これが火力の発電原価に、さように莫大な影響を及ぼしたとは考えられないような状況でありまして、鉄道におきましては御承知の通り炭質の良好なものを使うことによりまして、その消費量は相当節約される面もございまして、これらも考えまして、ただちに管理法を廃止しますから、さらにこの悪影響が電力原価に織り込まれること、運送原価に織り込まれたることはないものだ、私どもは安易な考え方をするのではありませんが、さように存じております。なおここに持ち合せております資料等につきましては、数字的に中島局長からお答えいただきます。

○中樞政府委員

配付資料の15に出て

おりますが、先ほどちよつと申し上げました通りに、現在炭鉱並びに需要者双方ともに、實際の契約価格というものを、きわめて祕密にいたしておりますので、われ／＼の察知したところを、そのままここに書くわけにも参りませんので、この資料は場所と購入代というものを伏せてございますが、ただ銘柄別に各種の数字についてはあげてございます。これをちよつと御説明申し上げますと、買入れ価格とそれからその銘柄に対してます公団当時の価格、これをまず比較いたしましたして、その点でどのくらい上つたか、下つたものもございますけれども、プラス、マイナスを出してございます。それから別に運賃諸掛が十二月から上りましたので、その関係においてどれだけ増減があつたか、これはいづれもプラスでありますが、そうするとその買つた場所に対しまして、たとえは大夕張でありますすれば夕張から東京なら東京までの運賃の増減を、ここに出したわけでありませう。従つてその運賃をいかに分析いたしますと、大体どの地区かということはおわかりになると思ひますが、それは実はこの表では伏せてございます。そういう意味で個別に各事業別の運賃をそれ／＼出して、實際の買入れ価格と比べると、従つて實際の買入れ価格の中には、この運賃が含まれておりますから、單なる買入れ価格と公団価格との差額のほかに、この運賃の内部におきます運賃関係から増減というものを差引きまして、結局において炭鉱自体がどうなつたかというふうなことを調べましたのが、最後の欄の差引増減欄でございまして、これ

をくらんになりますと、マイナスの点もプラスの点もございしますが、これはケースがきわめて抽出的でございまして、従つて一番左に買入れ数量がございしますが、数量の非常に少ないものをつかまえたものもございしますし、大量のものもございまして、これをもつて全般を推すわけには参りませんが、一例としてこういうふうに全体を集計いたしました結果、上つておる面もあれば下つておる面もある。従つて全面的に上つておるといふことは必ずしも言いがたい、こういうことを申し上げたわけであります。

○加藤(鍊)委員

私は別に今資料がす

くないことを責めるわけでもない。ただおさなり答弁はなるべくしないように、数字のないものは発表できない理由とか、あるいはまたあとから発表するとおつしやつていただければ、いいのであります。そういう意味で申し上げたわけであります。ここでいわれる石炭單価が、ことに先ほど来の質問応答によつてもわかります通り、またただいまのお答えでは大体において重要産業が必要とする上級炭が上つておることは、事実なことであります。そこでいろいろ先ほど来生産の合理化問題が論議されたようですが、私はなお今後單価がさらに上るといふことを、いろいろの角度から考えてみたいと思つておる。そうしてそれに対する対策というやうなものも考えてもらわなければならぬ。今までもいろ／＼提案者の神田君からも、あるいは宮崎政務次官からも、国管法の廃止問題に直接関係あることだけを聞けというやうなお話ですが、私はこの石炭産業の基本的な問題は、やはり今度炭管をはずして、一切野放

し生産になることによつてどういふ影響が及ぼされるか、従つてそれに対する対策を考えなければならぬという点から、論議されなければならぬ問題であると思ひますがゆゑに、いろ／＼な角度からお聞きしておるわけでありませう。そこで今單価の問題になつたわけですが、先ほど来合理化の問題がいろいろ論議されました。合理化の問題については見返り資金の話もありました。私も見返り資金のことについて、いろ／＼詳細に聞いてみたいと思つておりましたが、先ほど来お話もありましたので、これは省略いたしますが、この合理化を行わなければならぬこととは、今日何人も否定することのできない必要性を持つており、輿論であるわけですが、それに必要な資金というものは、他から借り入れる資金と、企業者の自己資金というものがあつたと思ふわけです。当然企業者の自己資金というものも、この中に考へて行かなくてはならぬと思ひますが、そうしますと、まずそうした合理化をするための自己資金というものを、一体どれくらい見積らなければならぬか、政府としては考へておられるか。将来の合理化に対してどれほどの自己資金を必要とするかと考へておられるか。それからさらに今回の地方税の改正によつて、当然單価に影響を及ぼして来るものがあるわけですね。固定資産税、附加価値税等が課せられることによつて、当然コストに影響が及ぼされると思ひますが、その点でどれくらいの影響があるか。さらに資産再評価によつて減価償却費の單価に及ぼす影響というものが、どの程度来るものであるかという点をお伺ひしたい。

○宮幡政府委員

ただいまいろくの

御意見がございましたが、あるいは私聞き漏らした点がありましたら、また仰せられてお答えしたいと思います。前後いたすかもしれませんが、税制の改正によりまする、ことに地方税につきまして及ぼす影響がどんなものか、こういう点であります。これは中央の国税におきます資産再評価によります税、これは予算の六百億程度だと思つておりますが、これを逆算いたしまして、産業省としていろ／＼勘定いたしましたみますと、最初シャウプ勧告にありましたような倍率をきめて、強制再評価ということは納税の面から見ても不可能でありませう。従ひましてさらに石炭産業といわず、全部の産業につきまして一応逆算方式その他の推定を加へまして、各重要産業についての倍率を検討いたしてみました。そうしますと今正確な数字は持つておりませんが、大体数字は正しいと思ひますが、石炭鉱業等におきましては、大体條件のいいものでは四・三倍程度、これ以上の評価はできない。そうすることによりまして、かゝつて石炭鉱業が破滅的な状況に行く、かようなことを一応資料として得ましたので、これによつて大蔵省の方とも十分交渉いたしました。また大蔵大臣のお骨折りもございまして、強制再評価を任意再評価に改めていただくことにしました。かつその再評価の納税方法については、御承知のように分割納付する。最初の一年に二分の一、四分の一、四分の一というふうな加によりまして軽減せられます法人税の額を限度といたしまして、納付して

野放し生産でそれを達成することはできないのではないかと、この点をひとつ明確に考へて、御答弁を願ひたいと思つたわけでありませう。そういう点について政府は考へておられるかどうか。

○官権府政委員　ちよつとただいまの御答弁は、その点を漏らしまして恐縮であります。先ほど申しましたように、地下資源の開発ということにこれから重点を置きたいのでありまして、石油におきましては、石油資源開発法というものを次の臨時国会に提案いたしました。御審議を願ふ。金につきましては、今まで年間三トンの程度の生産を十トン程度に引上げようということ、三箇年の努力をしたい。しかうことで、これについては、新炭鉱の開発のためのいろ／＼な助成金、研究費等を考慮するようになっております。石炭につきましても、炭田の調査の結果、その必要がありませうれば、その調査費も助成したいと思つております。根本的に私企業に對しまして完全補助助成ということが許されないことは、十分御承知の通りであります。従ひまして、資金のあつせんをいたしまするのに、コール・カッターの輸入については、コール・カッターは、大体イロア資金で入つております。これらの所要資金のあつせん等につきましては、十分御意見のように、それ／＼その事態を研究いたしましたして、いやしくも思想的な資金のあつせん、かようなことにならないようにいたします。これは現在もやつております。ただいま某方面の一連の炭鉱が金融を資源庁に申し込んでおりまして、これを興業銀行と勧業銀行へごあつせんして、査定してござい

たわれておるのでありまして、あくまでも臨時立法法と思つておるといふことを申し述べまして、お答えにがえておきます。

○西村(榮)委員 私は質問に入る前に、まず行政庁にお伺いしたいのであります。この臨時石炭鑑業管理法は今日一二日を争つてこれを廃止しなければ、何か行政上の支障でもあるのかどうか、まずその点を承つておきたい。これは行政庁にお伺いしたい。具体的に御説明願ひたいのであります。

○宮内府委員 提案者の提案理由として御説明のありました中に、ただいまのお答えが書いてあるわけでありまして、その御方針に政府としても異論がないといふことを、先刻申しましたような次第であります。これは具体的にいふと、申しますと、またいろいろ言葉のあやがでございまして、経費の節減もございまして、それからこれを廃止しても別に支障もなからうといふ諸般の情勢を勘案いたしまして、適當な時期だらう、かように考える次第であります。

○西村(榮)委員 うゝさによれば、本日質疑を打切つてという動議を出されるときか、あるいは今日というようなお急ぎの方面の意見も聞いておるのでありますが、一体これを急がなければ、行政を執行する上において支障を来しておるのかどうか。私はその点をお伺いしたい。もしもこれが支障を来するという場合には、私も日本の国會議員であるから、御協力を申し上げたい、こういう意味であります。

○宮内府委員 たいへんごつともな御意見でありまして、その通りだと思つております。政府といたしまして

ては、大體國管法の存在を必要としないう事態になつておるといふことは、もう真正面に認めておるものであります。が、ここで一時間争つたり、何時間争つたりしてやらなければならぬといふことを御注文申し上げたり、一々さうにも考へておりません。しかしながらこの委員会自体、国会自体がお考えくださつておる措置につきましては、また行政府としてはこれに對して何らの干渉もできないわけでありまして、この点、御了承願ひたいと思ひます。

○西村(榮)委員 ただいまの御答弁でわかりました。そうすると、行政上、これを存置することも廃止することも少しも支障はないが、同時にそんなに急に廃止しなくても、行政執行上支障がない、しかし国会の意思にまかせる、こういうふうな解釈によろしいですね。

そこでそれでは先ほど来、神田氏が提案理由の説明を加えられておる中に、重要な点があるのです。本法は、業者の自由なる意思と創意と熱意を抹殺するがゆゑに、これを廃止することゝが大体の目標である、この御説明になつたのであります。この臨時石炭鑑業管理法のどの箇所に、あなたが心配しておられるような、業者の自由なる創意と熱意を抹殺する箇所があるか。どうも私は勉強が足りないものであります。神田先生にお教えを請ひたい。

○神田委員 どうも公けの席におきまして、平素お教えを請うております西村先生から、逆にお教えを請ひたいといふようなことを言われまして、まことに恐縮しておる次第でございます。点でございますが、それは私が申し上げ

げますまでもなく、先生にはお心当りがあり、御存じだと思ひます。私に率直に言へといふことでございまして、御承知のように、この法案が、提案された際の審議の経過、それから公布せられて、実施の結果、幾多、今お尋ねがございましたような不祥な事案がございまして、お聞き及びだと思ひます。しかし、それが全部かといふことにつきまして、もとより議論がございまして、この法自体が非常によく行つておるといふ考え方もあるだらうと思ひます。しかし今日の段階におきましては、すでに先ほど来から申し上げておりますように、これはなくともよろしい、むしろない方が業者の熱意とくふう織り込みのいいのじやないか。増産のための実体がなくなつておる。増産命令を必要とするような諸般の規定にしばられておるものが、今日増産の命令を下すような段階ではない、指定炭鉱あるいは管理炭鉱といふようなものの制度がありまして、実際にこれは運用が消極的になつておる。そこで手続上からいつても、やはりこれを廃止した方がよろしいのではないかと。先ほど藤さんのお尋ねもありまして、まあ今日の炭田の膨大な点から考えますれば、この施行のために要する経費といふものはわずかだとは思ひておりまして、しかしわずかでありまして、国費の節約になるといふことであります。ならば、これは今日進んで廃止する段階ではないか、かように考へておる次第でございます。

○西村(榮)委員 私は今は質問の時間でございますから、計画経済並びに自由経済の論争をしようとは思つており

ません。従つて本法を廃止するかいなやについての具体的問題について、御質問申し上げたいと思ひます。私が先ほど神田さんにお尋ねしたのは、あなたが指摘されたような、自由なる意思と熱意とを業者の中から抹殺するといふお話であります。私は概念論ではなしに、この四章から成つておるところの石炭臨時國家管理法の中に、どの箇所がそういうような支障を来しておるか、法案について具体的な説明を承つておるのであります。私は抽象論を承つておるのではない。具体的にどの箇所に廃止の提案理由に該当するか。

○神田委員 法案のどの箇所にいふことでございまして、法案の制定のいきさつ、公聴會、その他一般の空気を通じまして、かような煩瑣な官僚制のもとにおいては、石炭の増産といふものはきわめて困難であるといふ議論でございまして、私はそれを率直に認めて、今日もなおさうに考へられておる。こういう意味で申し上げるの

でございます。

○西村(榮)委員 私は先ほど申し通り、具体的な答弁を承りたいのであります。しかしいろいろ御事情もありまして、うから、いいて御質問をいたしません。ただただいまのお言葉の中に、官僚制がいかに、こうおつしやつたのであります。これもまた抽象論で私ばかりません。そこでこの臨時石炭鑑業法を三箇年にわたつて施行せられて、そうして行政官庁として見た経験から、本法がいかなる長所を持ち、いかなる短所を持つかといふことを、私は行政官庁から率直に承りたいと思つております。私は冒頭に申し上げてお

きますが、政府並びに提案者に対してあげ足を拾うといふようなことは、いたしたくないと思つております。従つてただいまの神田君の御説明の中に、私はどの箇所にいふどこにその廃止の理由が、具体的にあるかといふことを、もつとお伺いしたいのであります。私は朝野立場を異にしておりますが、あげ足とりはしたくない。ただ本法審議の上に重要な点だけを、すなおにお答えあれば満足するのであります。私、私の質問に對してはその意味において、すなおにお答えをいたしたければ、私は感つた込みをいたしませんから、御安心願ひます。

○宮内府委員 すなおにお答えいたします。成立においてこの臨時法がい

るいろいきさつのあるわけであり、その事実として残つておるわけであり、生産意欲その他の点において必ずしも遺憾のないわけではありませんが、結論をいたしましては、増産に對しては寄與したところの功績は、決して抹殺いたすものでありません。その目的を達しまして、これからほんとうに提案理由に書いてありますような方法で、より以上自主的な企業意欲を行くことが正當だ、むしろこの法律の任務が完了したものと考へておる次第であります。

○西村(榮)委員 私は本法を二箇年執行された経験上、本法における長所と短所が、どこにあつたかといふことをお伺いしております。あなたが今おつしやつた中において、もう役目が済んだと、これは神田君もおつしやつたが、それは少し法文をごらんになつた

らわかるじやないかと思う。本法の第一章の第一條にこういふうなことが書いてあります。「この法律は、産業の復興と経済の安定に至るまでの緊急措置として、政府において石炭鉱業を臨時に管理し、以て政府、経営者及び従業者がその全力をあげて石炭の増産を達成することを目的とする。」こういふことになっておる。増産の点はいろいろ見方もありますけれども、一応の段階には達しておる。しかしその内容についてまだ身を入れなければならぬところもある。同時に安定という点においてははまだ達しておらない。この点においては私はまだ後ほど不安定な原因について御質問申し上げますが、この復興と安定という二つの目的がある。しこうして回復はいたしたが、安定はいたしておらぬ。この段階になつておるので、あなた方の御答弁は当たらないのであります。私が伺いたしたいという主眼は、二箇年間これを施行した結果における長所と短所を、行政庁からお伺いしたい。

○官廳政府委員 長所と短所を申し述べるとしましてならば、これはまあ石炭増産功罪論というふうなものであります。話にならぬのであります。が、大体において増産をしようという目的は達したことを、私は率直に認めておるものであります。それから悪いことと申しますならば、まずよい炭も悪い炭も価格を一つに同じに押えたり、財政支出によりますところの補助的な措置をするということにおいて、はなはだおもしろくない、かように考へております。御指摘の第一條の安定はまだじやないかというところは、これは予算委員会において西村君

が大いに御発言なされたことで盡きておる。池田大蔵大臣はデイスインフレであつて、一応安定しておると言つております。安定しないという見方は御自由でございますけれども、さうな施政方針演説をやつております内閣でありますので、私も第一條の安定も一応あるものだ、かような考へ方を持つております。

○西村(榮)委員 そうすると本法の欠点というものは補助金制度と画一的である、これが欠点であるという御指摘ですね。それでは事務当局にお伺いしますが、本法を施行せられてこの第四章の中において法律のどこに欠点があつたか、将来の石炭行政をやつて行く上においてどこに欠点があるか、その点をひとつ……

○中島政府委員 われ／＼が国管法を施行いたしました、特に最近においてその欠陥だと考へておりますのは、管理の方法にいたしまして、報告の点に關しまして、手続が煩瑣でございまして、そのために炭鉱では報告書類の作成に非常に手数を要しておる点、さらにはまた管理組織がいろいろ複雑になつておりますために、実際の企業の経営が敏速に行われぬ、従つて企業責任がきわめてあいまいになる。こういふうな点が一応の本法の欠陥ではないか、かように考へております。

○西村(榮)委員 そうすると事務当局としては報告がずさんであつて、手続が煩瑣であるということが欠点である、かういふうに思つておられるのですな。そう解釈していいのですかね。

○中島政府委員 ずさんというよりも、報告の内容が非常に複雑で、かつ量的に多いということです。しかしこれは當時の国管法を施行するために必要最小限度と認められた事項であり、必ずしも、最近においてこれに少し多過ぎるのじやないかと思ひます。

○西村(榮)委員 わかりました。そうすると大体話がわかつて来たが、事務当局としては、事務の取扱ひが非常に煩瑣である。だから先ほどやじが飛んだように、増産をいくらか阻害しておる。それから事務次官の方では補助金の措置等が画一的であるということが欠点である。かういふことでですね。そうすると欠点はそれだけだということになると、臨時石炭鉱業管理法によるところの特色というものは、一体どう考へられておるか、提案者の御意見を承りたい。

○神田委員 その後段をもういつべんお話しやつて下さい。私の方ではな、おしと思つておりましたから……

○西村(榮)委員 臨時石炭鉱業管理法の全條を讀くとところの趣旨というものは、要約すれば四点にあると思う。それは増産と石炭業の保護育成ということが第一点。それから私益よりも公益を重しとする考へ方、すなわち石炭業の利益を守りつつ、なおかつ高い段階における国民経済全般の利益を保護して行く。第三には、経営者と労働者とお互いにその立場を生かすつつ、産業設計を樹立して、労資双方において、その遂行に対する責任を分担して行く、ということがここに明確にせられておる。同時にいろいろの報告その他においてはずさんの点もあるし、ただいま事務当局で言われた複雑の点もあるであつて、この業者に対する保護

育成、並びに行き過ぎたる我利々々主義に對しては、法律をもつて正邪を明らかにする、という四点が、臨時石炭鉱業管理法の特色であるとされておるのであります。この長所はお認めになりますか、それともこれが違つておれば違つておるということについて、現実に法案に即した御説明を承りたい。

○神田委員 ただいま西村委員からこの法案の特長としております内容四項目に對して、かういふ特長を持つていふ法律である、しかるに欠点はどうかという御尋ねでございしましたが、なるほどさうした特長を持つていふという御説明は、法案審査の際たび／＼聞いて参つたのであります。が、當時の情勢におきましては、さういふ考へ方をなさる方の力が相当大きかつたことは、私も十分承知しております。私も當時からこの法案に反對してゐる立場でございまして、実は當時われ／＼輿論に負けたか、どこで負けたかは別といたしまして、国会の少数派として敢闘いたしました、必要のないということも十分述べて参つております。で、その後一貫してさういふ考へておるのであります。ただいまこの長所を述べるといふことを言われますれば、ちよつとさういふ御満足は行かぬ、さういふお答えも申し上げるわけには行かないと思ひます。しかるに反對であつたとにかく法案が通過して、この法律が実施されたわけでありまして、その実施にかんがみて、増産に多少の効果があつたかどうかといふことになりますれば、これは多少議論になりますけれども、多少の効果を認めるには私どもやぶさかではない。しかしその弊害

いたしましては、そう簡単にやすくとはわれ／＼の構想しているようなわけには参らない。また理論的には、臨時立法を廃止するには、恒久立法の準備をしなければならぬというわけでもない。もう用済みのものは廃止して行きたい。新しい段階、新しい構想のもので、りつばな法案をつくつたらよいじゃないか、こういう淡々たる気持ちで考えておるわけであります。

○西村(榮)委員、それでは逐條的に御質問いたしますが、この第一章の第一條に、先ほど申し上げましたように「産業の復興と経済の安定に至るまでの緊急措置」とありますが、この経済の安定という意味は、先ほど政務次官からお話がありました、日本経済全般の安定ということよりも、私はこの中では石炭業の安定ということに解釈したい。しからば石炭業は今日の段階において安定しておるかどうかという点を考えて見ると、私ははなはだ遺憾ながら不安の念を禁じ得ない、石炭業が今日、コストの上において、経営の基礎の上において、また将来の国際関係において、安定しておるといふ確信が政府にあるならば、その具体的な方針を明示していただきたい。私は遺憾ながら今日不安を持つておるの
で、あえてその点をお伺いしたい。

○宮帷政府委員　御指摘の問題は、大きな国策全般の問題でありまして、ここで五分や十分ではちよつとお答えしにくいと思うのであります。しかし御指摘になりますお考え方は、私はそれに対しては必ずしも全面的に反対だということをお申すのではございません。しかしこれは特に西村さんは御専門で

事情におけるインフレからデフレに移ります際の各種の現象は、各産業が同じような線を描いて階段をおりて行け

るなれば、これは仕合せであります
が、経済は各種の関連、客観情勢に支
配されまして、各種の産業にでこぼこ
のできて参ることはやむを得ないこと
であります。それでただいまは安定の
過程——安定じやない、つぶれて行く

摘の通りであります。しかし戦時中は、ものがなくなると、竹やりでタンクと戦争をやるといふので、竹やりも兵器だつたかもしれない。しかしものが十分に充実されて参りますれば、おそろく竹やりが兵器となつて登場しない

と考えられると同じように、戦時中なるがゆえに存在価値を認められたものが、平時経済に切かえられた場合に、それが必ずしも戦時中に負わされた條件のままで、平時経済に移つて行くことが可能であるかどうかということに

づいには、相当疑問があるわけであり
ます。もしそういう面をとらえまし
て、兵器から竹やりが除外されたとい
う状況になったから、これは安定じや
ないじやないかということになりまし
ても、これは議論になりますから、
申し上ずこいひであります、この

点は、西村さん御自身の方が十分御承知であり、かつ政策の御批判については、私は委員会においてよく伺っております。もしお話をする機会があつたならば、いろいろお教へも請おうと思つておりますが、これは不安定だとは

私は考えておりません。御指摘の第一條は、石炭鉦業の安定ということを主としてねらつており、それに從屬的に

あるうと思つておりますが、不安定であるということを肯定する勇氣は、ただいまのところないのであります。

○西村(榮)委員 私のお伺いしているのは、今の増産よりも、石炭業の安定改善そのものというものは、結局その設備改善そのものによって、十トンを目標にして行かなければ、コストが下らないじゃないか。同時に今日の国際的な関係からい

見ても不放棄を保證する政策をとるべきではない。中韓の間に、将来また国際関係のあらしの中、日本に基礎的産業とイコールのものが追いつかれないかと思つておる。予算委員会の例をお引きになつたけれども、わが国の現在の産業政策といふものは、ドッジ処方箋や、その

他の外国人の処方箋よりも、むしろ明治初年の濫譯さんの処方箋を、われわれは一番學ぶべきじゃないか、こう私は考えておる。そういう見地から考えて、不安定の中において全体をどうして保護して行くか。業者自身が十一ト

ンを目標とするためには、政府は保護してやらなければならぬ、育成してやらなければならぬが、この点が欠けているので、私は不安があるから、これに対する対策をお持ちかどうかということをお聞きしたのであります。しかうことは義論によりますから、次二條

また、先ほど提案者に御質問したときには、時間の関係上、御答弁も制約されて漠とした御答弁しかいただかなかつたのでありますが、臨時石炭鑑査管理法案第三章における特色というものと

は、炭鉱管理委員会の諮問を経て経営対策を立てる、こういうようなことになつておる。生産協議会という問題は、

これはわが国の産業の歴史の上において、きわめて重要な点でありまして、労働者と企業家に対する立場において協力せしめて行くという態勢で、

増産に一応役立った、将来はこの内容を充実に行こう、こういうことであるのであります、この生産協議会に對して何かこれをはずさなければならぬ理由があるかどうか、具体的にこれを承つておきたいと思ひます。

そのねらいは、今お述べになりました通りと私も承知いたしております。そこでこれはつばな制度であるにまかかわらず、これをやめなければならぬという理由があるかというようなことでございまして、これは本法がなくなると

ますれば、なくなることは当然であります。が、そういう議論は別として、とにかく残してもよいではないかというような意味かともとれるのであります。國管法の先年の審議の際におきまして、石炭のみがそういう仕組で行

かなければならない理由はどこにあるか、他の労働立法に基いて労資が平等の立場に立つて、工場の生産能力を十分に整備して行くことは当然なことである、民主的にこれを運営して行くこととは当然のことでありまして、それと資本主義は全く、この論議は

石炭鉱業にのみかような規定をする必要はない。この際、既に採掘権を有する者に不利益が生ずるものがあるが、これは採掘権の行使に制限を加へたものであるから、採掘権者の権利を保護する上では、むしろ有利であるといつても可いであらうかという議論もあつたことともお忘れないうことと存じております。私ども当時より、制度としてはこれは一つのねらいであります。が、もと／＼

とはおもしろくない。これは労働立法の方と一般的に考うべきものであるというような考え方でございましたもので

すから、今回廃止にあたりましても、特に残すというような措置はとらなかつた、そういうふうに御了承願いたいと思います。それから石炭鉱業のなお一

層の安定のために、政府が保護助成の策をとらなければならないということでは、私もこれは原則論としては決して異存はないのでありますが、従来石炭に対して政府のとつて参りました態度というものは、道楽むすこに金をつぎやうなものは、

りと思いますが、まさにその親があつたように増産になつたのか、あるいは二十三年末の経済九原則のいわゆる至上命令会による企業の自主性、そこで初めて石炭業者が立ち上つて増産に粉砕自身を込めたといふ批評をうけるものでないかといふことが、この臨時國管法によつて明らかになる。

たというようなことも、言われておる
のでありますが、従来の政府——これ
は何政府といわず、石炭に対しては他
の産業よりも、よく考えていたのだい
ことはけつこうであります、ある面
においては非常に行き過ぎだと考えて

家は、時二枚守があまりの豊盛盛装で
 家にならうとして宅を。それらのごとき
 つてつくられた住宅が、ほとんどのとき
 われております。今日素佳の資金にあき
 五十億というものは、素佳の資金に便
 百五十億に上つておる。そのうちの百
 おります。復興金融公庫の融資が、三

干渉し過ぎた行き過ぎだろう」と思ひます。今日炭鉱の経営が安定しないといふことは、この炭住資金の返済に困つておる。先ほど同僚の田中委員からいふのも、この点非常に述べられておつたやうであります。私もこれはまことに

同感でありまして、政府の産業に対する施策というものは、行き過ぎててもいけないが、行き足らなくてもいけない。

に對しては、炭鉱管理着たることを解任するといふことを、全國炭鉱管理委員會に諮つて主務大臣がこれを適用する、かういふやうなことになるのである。であります、私が今聞いた業務計画とか、自由なる活動の抱束とかいふやうなことは、悪質の人に対してしているのであつて、あなたの御答弁は當らないと思つたのであります。ただそういうことを討論を繰返していても仕方ありませんが、しからば、炭鉱業者にして、不適任かつ無能なんで、せつかく天下の宝庫を預かりながらそれを活用することのできない、かつまた將來の思惑その他において、おのれの利益のために國家の利害に衝突するといふやうな場合においては、本法を廢した後において、それらの悪質業者に對して、政府はいかなる方法において、

これを監督指導なされるか。

○神田委員　指導／＼御心配なさる点よくわかるのでありますが、大きな炭鉱においても、あるいは中炭鉱においても、あるいは小炭鉱においても、たいていのところまで下つて行くと思いますが、おおよそ労働組合のない炭鉱といふものはない、また個人経営の炭鉱といふものもきわめて少ないと思います。会社でありますならば、株主権というものが行使されるでありましようし、また健全な労働組合から、さような無能な、あるいは貪欲な経営者は排斥を食うと思います。ことに今日のようなきびしい経済の段階におきまして、そうした考え方で経営ができるというようなことは、これはもうきわめてまれな例であつて、さようなことば長続きせぬ。労働組合も相当進歩しておる今日の段階、また株式会社であら

ば株主権も活発に働くというような建前から行きましても、今お述べになりましたようなことは、ごく一部の、またこれに見る不可能なことではないか、さうなことが出ましたならば、むしろ世の中の見せしめになるということではないかと、御心配は私も同感であります、具体的な事実問題として、さうなことが起ろうとは考えられ得ないのではないかと、さうな考えを持つております。

○西村(榮)委員　そうすると、今の御答弁によると、第三章の従来の法律が廃止された後には、業者の道徳と、自然淘汰において処理される、こういうようなことですか。それで石炭行政をやつて行けますか。單に道徳と自然淘汰だけに頼つて、この第三章をはずしてやつて行けるかどうか。

○官廳政府委員　やつて行けるかという御質問ならば、やつて行けるかということ、昨年統制を廃止してこの方相當時の時勢の移りかわりをながめておりました、できるものだと率直に申し上げます。ただ違ひますのは、自由企業制度を目ざすものと、しからざるものとの間の感覚の相違であります。大体私どもは、同業法ができるときにおいては、あまり勉強した人間ではありませんが、よくはわかりませんが、一休国家管理というものでありましたが、資本と経営の分離がなされておるべきではありません。しかるにかかわらず、ただいま廃止されんとしております法律は、資本と経営を分離いたしてない、国家管理というものをやつておるのであります。私は別に国家管理を従属するものではありませんが、かような矛盾撞着したところの、資本

と経営とが分離していない国家管理態勢というものが、この法律の中に全部盛り込まれておることを御質問があつたときに申そうとしたのであります。しかし西村君と議論することになるので、好ましくないのを避けました、法律の中に一貫した魂が入つておらないということが、この法律案に対する重大な欠点だということを、私はまず指摘したいのであります。従ひまして、自由企業制度を目ざす以上は、もし不良な炭鉱ができ、不徳なものができれば、必ず自由競争の中で倒れて行くであらうと思ひます。先ほどお話がありましたように、これが審議されました當時の状況は、生産協議会における資本家と労働者の立場は平等である、こういうような答弁も當時あつたように記憶しております。かような状況から考えますと、全般的に、国管ならば国管で、もつとはつきりした方がよい、資本と経営が分離した方が、われ／＼と主義は違ひしても、うまいものになるのではないかと、あまい模範たるものであつてはいけないうのではないかと、いう考えをわれ／＼は持つておるのであります。決して議論するわけではありませんが、自由企業制度を目ざす主義から行くと、これでどうやらやつて行けそうです。またやつて行ける、資本の入れかえだとか、自然淘汰ということによつて、悪徳のものではなくなつて行くであろう、これはなぜかということ、公益性の強い事業でありましから、世間の批判というものも相当鋭いものである、かような考えを持つております。

○西村(榮)委員　政務次官が御指摘になりましたように、この法律がさわる

て中途半端であるということは、これはもう當時の事情上やむを得ず中途半端であつた。そこで私が今質問する要点的なところは、どこにあるかというところであらう、要するに石炭業の公益性というものをよく考えて、その法律の悪いところは悪いところとして直して、新しいより高い段階における石炭行政を運営する法律案をつくるために、本法の欠点はどこにあるか、單に抽象的な自由主義経済とか、計画経済をどうするとかいうことでなく、私は次の法案作成の見地に立つて、この法案の欠点があつたら指摘してもらいたい。長所があつたら生かしていただき。こういう意味で私は質問したい。ところが今あなたが言われるように、あるいは提案者が御説明になつたように、これを單に道徳的立場と、それから自然淘汰のみまかせるといふことについては、これは私は同意しかねる。そこには、今までだつたら、これは中止並びに設備の移転をすること、商工大臣の許可がなければ禁じられてゐる。ところが今度これを閉鎖することも、あるいは移転することもできるというところであれば、残るものは、鉱区を持つてゐると税金がかかるという損害だけであつて、これは悪徳の對象になる。このときに一体どういふふうなことになるかと、国家経済全体に悪影響を及ぼす。同時に失業が起るというふうな弊害が生じて来るというところで、私はこの第三條を廃止された補いが、どこでつけられるかという点を御開きしたい。これは私は今言うやうな道徳と自然淘汰だけで片づくと思つてゐない。なるべ

くならばこれは他の何らかの方法にお

いて、道徳を破り、自然淘汰を覚悟するといふ業者に対しては、国家はどうしなければならぬ、どうすることができるのだというところを、お聞かせ願へばけっこうだと思ひます。

○官廳政府委員　統制もいたしておりませんし、この法律でなくれば、国家はさうなものは一般的法制、その他の刑法とか、司法と申した方がよろしいでございましょうが、その取締りに該当したものは、それでいたすことになりま。その他は先ほど申し上げたやうな、一応何もないやうな形になるわけでございます。しかしながら先刻も加藤さんの場合に申し述べましたように、近く遅ればせながら御審議を願ひます。鉱業法におきまして、従来の考え方と違ひました試掘権、採掘権というものができまして、ただいまの第三條を直接廃止して参りました場合の弊害は、鉱業法の実施によりまして、是正できるものだ、かように考へてゐるわけでありま。ただ單に道徳、神田さんの方で御説明になつたことを誤解なさつて、そういうお言葉が出たと思ひますが、そのみで片づけようとは思つておりません。鉱業法によりまして、相当程度の補足ができる、かように考へてゐるものでござい

ます。

○西村(榮)委員　ただいま各各問において、議事進行について、大体協定ができたやうでありますから、朝野両党が火花を散らすと争うべきところは、別な戦場があることと思ひますので、私は結論だけ申し上げて、あと二、三、点疑問の点を質問しておきたいと思ひます。

そこで第一点は、この臨時石炭業

整理法がねらつた点は、何といつても、石炭業における労働力の占める比重が非常に大きい。この協力なくして増産と合理化は不可能である。これを従来の自由主義経済あるいはその他の問題で対立して来ると、勢ひ飛ぶつもりが業務それ自体に起る。従つてこれは渾然一体となつて、労働者の協力を得なければならぬ。そこで経営協議会といふものが盛られたせつたか、の基調を、ここに抹殺して、将来労働階級に対する協力をどこに求められるか、この点を一つお伺ひしたい。これは簡單で、要点だけを御答弁を願ひたいと思ひます。

○官廳政府委員　経営協議会の問題であります。これは私も法制度化されたものといふにかかわらず、労働者の協同したまふ立場で、諸機関としての存在は、好ましいものと思つております。しかし現在の法制にあるように、これが決議機関であるといふことについては、疑問を持つてゐるものであります。産業労働につきましては、すでに加藤委員の御質問の中にありましたが、現在では労働者の勤勞意欲がほとんど戦前に近いまでに回復してゐることは、社会党もお認めの通りであります。この向上しました勤勞意欲をぜひ無視しないやうに、企業家の良心を喚起するために、われ／＼は努力して参りたい、かように考へております。

○西村(榮)委員　わかりました。

次にお尋ねしたいのは、本法をはずしたときに、こういう弊害が生じて来るのです。それは石炭業が國際的關係において、あるいは天災地変において、不測の損害を受けたときに、あるいは

新しい鉱区を開発するために、引合わ
ないか、国家的見地に立つて、これを
開坑しなければならぬというふうな
きに対して、これが保護育成策を一
体どうなさるか。

次には、何といつても、十八社の大
会社が中心を占めているのでありま
すから、将来これらの協定によつて、一
つは、炭鉱業が業務に対する不慮の損
失を受けた場合における損失補償の問
題、一つは、暴利その他の産業を団
結して圧迫するというような事態が起
きたとき、これに対するどういふ
な対策を講ずるか。

○官報政府委員 最後の問題は、先刻
風早委員の御質問の中にもありました
ように、事業者団体法あるいは独占禁
止法の規定に照らしまして、取締るこ
とが可能かと思つております。国際関係
の急激な変化等によりまして、石炭
業は自由企業の中に放つておくことが
許されないような事情が参りましたな
らば、それに相応いたします適切な
立法をすべきだと、こう考えておりま
す。天災地変等臨時の災害に対しま
すものについては、地震がありまして
も救済の措置等を、国会でもお考えを
いただいておるような状況で、それに
応じます災害対策の立法をなすべきだ
と考えております。

○西村(榮)委員 第三点、消費者に
対する保護の問題、これは英國あたり
では消費者審議会というものがつくら
れておりまして、工業用石炭の消費者
並びに家庭用の消費者の消費者協議会
というふうなものを持つて、燃料大臣
がこれを統轄して、業者との間におけ
る利害の対立を調整して行くという制
度があるのですが、将来これに対して

何らかの考慮がされておるかどうか。
○官報政府委員 いわゆる石炭の公共
性というものは、消費者を対象として
の言著であらうと私は存じておりま
す。従いまして公益性を認めます以上
は、これは資本主義経済の下では、私
企業であることを前提としておるの
であります。私企業の消費者と生産者
の利害というものが、必ずしも第三
者の批判を受けなくとも、お互いの利益
が一致する線が理想であります。しか
し万一御指摘のように消費者と生産者
の利害が不一致というような場合が参
りましたならば、そのときに考えても
遅くない。現在ではそれ、商工の自
由なる団体等がたくさんありまして、
かなり輿論を集めて、それ、の
要求が出ております。それらの問題は
輿論で片付けて、さしつかえないもの
と思つております。御心配のような事態が参
りますれば、必ずしも英國に範をとる
わけではありませんが、もちろん適当
なる措置を講じなければならぬと考
えます。

○西村(榮)委員 英國だけではなし
に、アメリカでは金融的処置におい
て、これを調節して行くのであります
から、日本においても本法が廃止され
ても、あなたの党の絶対多数をもつ
て行けば廃止されるのですが、しかし
廃止されてもそういう点をよく考慮さ
れておいて、社会党がまた勢力を復活
したら、また別の法案をつくりますけ
れども、時の運命はいたし方がないの
であります。これはしかし国民が迷惑
しないように、アメリカにおいても金
融的調節をしておる、この点をお考え
をお願いいたします。

それが提案者にお伺いしたいので
すが、この臨時石炭管理法を制定する
ときには、数日にわたつて公聴会を開
いて、各界の権威者の意見を聞いたの
です。一体これを廃止するの可否につ
いては、そういう手続をおとりにする
ことが、今日私は適当だと思つてい
る。提案者は輿論に聞くというだ
けの謙虚さがありになるかどうか、
一応提案者にお聞きしておきたい。
○神田委員 ただいま西村委員から本
法を制定する当時は公聴会を開き、非
常に長時間を要して成立を見たのだ
が、今度は公聴会も開かないでやるよ
うだがどうかというお尋ねがありま
すが、これは委員長にお伺いすること
であつて、私のお答えすることではな
いようでありますので、本日の委員長
にひとつ……

○西村(榮)委員 それから私の希望と
して、こい願わくば、こいいう大きな
問題は消費者代表、業者、学識経験者
こいいうものをお集めになつて、一
輿論をお聞きになる必要があるとい
う希望を申し上げて、一応御意見を
お伺いしたい。

○有田(二)委員長代理 西村委員の御
質問にお答えいたします。今日の段階
において提案者からいへば、な説明が
ありましたけれども、すでに石炭の突
際の情勢が、御存じの通りであります
し、しかも国会終了まぎわに関係方
面のオーケーもとれたようなことであ
りまして、十分なる御審議ができな
いという点は、非常に遺憾であります
けれども、本案は参議院においても十
分審議を盡さなければならぬと考えま
すし、手続上の非常な不手ぎわに
つきましては、まことに申訳ないの
であります。御了承願ひたいと思
います。

○西村(榮)委員 これは先ほど申しま
したように、本法を制定するときは、
そういう順序を踏み、輿論に聞いて制
定したのでありますから、やっぱ
りこの法律におわかれする、夫婦わかれ
するときも、やっぱりそれだけの手
続が必要じゃないか。私はそれだけの手
続を省いてまで、急にやらなければなら
ぬという理由は、先ほど事務局並
びに政府当局の御説明においては首肯
しかねますから、委員長においては前
途ある政治家でありますから、こい
がわくば、輿論を尊重するという対策
をとられることが、私は自由党の名誉
のため必要ではないかと、こい思
うのであります。

最後に簡単に提案者に申し上げてお
きたいのであります。それから自由党
の方から私の質問に対し、あるいは風
早君、加藤君の質問に対して非常にや
じを飛ばされたのであります。その
やじの中には、私は誤解が含まれてお
ると思ふ。例えば神田君が二十四年度
の滞貨の中には、いろ／＼理由をあげ
られて、貿易の不振だと言われた
のであります。貿易の不振は昭和二
十三年九月の世界経済の転換を契機と
いたしまして、東南アジアの市場は日
本のものでなくなつた。ここに日本経
済は昭和二十四年度の貿易の不振とい
う現象が現われて来たのであります。
これは日本だけの、あるいは日本の業
者だけの責任ではなくて、世界経済の
大きな流れが、貿易の不振の一つとな
つて現われて来た。そこで本法を廃止
するか、あるいは存続するかという討
論に際しまして、先ほど来やじが飛ば
され、あるいは提案者の御趣旨の中

に、業者の自由と創意と熱意とを業務
の中に盛り込むために、本法案がじやまに
なるのだという御趣旨がありました。
私は自由党の立場から、その主張をさ
れることはきわめて必要であり、かつ
また敬意を表するものであります。し
かしながら、少くとも将来出る法案に
ついて、自由党の諸君に私はお願いし
ておきたい、また提案者に対して御再
考願ひたいという一点は、決して自由
主義経済あるいは計画経済といふもの
は、日本、一國だけではこれは成立し
たさないのであります。英國における
近時の動向が物語るごとく、あるいは
今日自由主義経済を基本としておるこ
とと見えるアメリカ経済におきまして
も、第三次世界大戦の切迫とともに、
急速にとられつつある近時一箇年の経
済政策といふものは、統制経済よりも
むしろ厳格なる計画経済の段階に進ん
でおるものであります。なお以上多く
の厳密なる計画経済の方向を、アメ
リカ経済がとりつつあるこのときに、十
八世紀的な自由主義経済が、はたして
日本の国民経済と、日本の再建に役立
つかどうかというのを御再考願ひつ
て、本法の可否について、私は絶対多
数党の御再考をお願いしたいと思ひま
す。私の質問は終わります。

○有田(二)委員長代理 本日は大分時
間も経過いたしましたので、残余の質
疑は次会にお許しいたします。次会
は明二十五日午前十時より開会いたしま
す。
これにて散会いたします。
午後五時五十分散会

昭和二十五年六月七日印刷

昭和二十五年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁